

高鍋信用金庫ディスクロージャー誌
2023

WithT





PROFILE

創業	大正11年4月
預金	281,686百万円
貸出金	112,055百万円
出資金	2,048百万円
会員数	28,234人
店舗数	24店舗(本店24)
職員数	244人
	(2023年3月31日現在)



SYMBOL MARK

たかしの誠実のお付き合いをベースとして、スクスクと素直に伸びる線の美しさと誠実な白百合の花を基本イメージに、南国宮崎の明るく輝く太陽と、鳥が翼を広げて飛び立とうとするイメージを融合させています。これによって未来を拓く力強い発展のエネルギーと、未来へとはばたくさわやかな夢を表現しています。

基本方針

私たちは協同組織の理念に徹し地域社会との結合を図り貯蓄の増強と郷土金融の円滑を期し郷土の繁栄と日本経済の発展に貢献する

経営方針

- 郷土金融機関としての特性を広く啓蒙し積極的な貯蓄の増強と融資を行う
- 職員の素質向上を図るとともに事業の組織的運営を行い責任を明確化し、その生活の安定を図る
- 親切と笑顔を旨とし地域社会に心から奉仕する

高鍋信用金庫行動綱領

(高鍋信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 高鍋信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取り組み)

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

8. 高鍋信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

CONTENTS

■ メッセージ	1	■ コンプライアンス	25
■ 組織機構図・役員一覧	2	■ 信金中央金庫	26
■ 主要な事業に関する事項	3	資料編	
■ 総代会	4	■ 会計監査人による外部監査	27
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6	■ 財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	27
■ 当金庫のあゆみ	13	■ 直近2事業年度における事業の状況	28
■ 主な商品のご案内	14	■ 直近2事業年度における財産の状況	32
■ サービス機能	15	■ 単体における事業年度の開示事項	41
■ 報酬体系について	16	■ 連結における事業年度の開示事項	47
■ 内部統制の強化に向けて	17	■ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況	50
■ 内部統制に基づくリスク管理体制	20	■ 営業店舗一覧	53
■ マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策方針	22	■ 店舗外自動機コーナー	54
■ 顧客保護等管理態勢	23	■ 開示項目一覧	55
■ 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	24		

地域とともに 変わりゆく未来に 変わらないまごころで



理事長
板垣 衛

皆さまには、平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2022年度の国内経済は、年明けからのオミクロン株の流行と、まん延防止等重点措置により、欧米に比べ脱コロナ・ウィズコロナで出遅れたことや、対ロシア制裁の影響による物価上昇が個人消費の回復を遅らせる状況となりました。

しかしながら、本年5月の大型連休明けには、コロナ感染症の位置づけが、2類相当から5類に引き下げられるなど、ようやく落ち着きを取り戻し、徐々にではありますが、経済活動も持ち直してきているところであります。

また県内経済におきましても、コロナ感染拡大と縮小が繰り返し発生する中、生産面で一部弱めの動きがみられたものの、消費面や雇用・労働環境は改善がみられるなど、全体としては緩やかに持ち直してきています。特に、WBCベースボールのキャンプ地として賑わいを見せるなど、航空便利用客数やホテル・旅館宿泊客数において、前年を大きく上回る回復をしており、明るい兆しも見える年となりました。

一方、金融を取り巻く環境は、世界的に金利上昇局面となる中、債券市場において評価損が発生するなど、有価証券運用による収益の確保が一段と難しい状況になってきております。

このような状況の下、2022年度は新3か年計画『変わりゆく未来に、変わらないまごころで』の中間年度として、「お客様第一」を金庫経営の根本に据え、中小企業金融の円滑化に取り組むとともに、新型コロナウイルスにより弱体化した地域経済の回復に努める事業に取り組みました。

その結果、2023年3月期の業績につきましては、預積金が前期比36億66百万円増加の2,816億円、貸出金は、41億1百万円増加の1,120億円となりました。

収益状況につきましては、経常利益463百万円を確保するとともに、当期純利益も456百万円を計上することができ、経営の健全性を示す自己資本比率は13.62%となり、国内基準の4%を大きく上回りました。

これも偏に、会員の皆さま、地域の皆さまの温かいご支援のたまものと感謝しております。

さて、本冊子「高鍋信用金庫ディスクロージャー誌2023」は、私ども高鍋信用金庫の1年間の営業活動についてご報告するものでございます。どうか本冊子を通して、高鍋信用金庫の経営情報と地域社会に対する取り組み状況をご理解いただければ幸いです。

未だ、足元ではコロナ感染拡大9波の懸念があるなど、我々金融機関を取り巻く環境は厳しさをますます予想されます。

2023年度は新3か年計画「変わりゆく未来に、変わらないまごころで」の最終年度として、「お客様第一」を金庫経営の根本に据え、中小企業金融の円滑化に全力で取り組むとともに、新型コロナウイルスにより弱体化した地域経済の回復に注力することとします。

また、業務の健全性および適切性を確保し、地域金融機関として信用の維持と預金者の保護を確保するために法令等遵守の徹底を最重要課題と位置づけ、金庫内の諸規程の徹底した遵守に取り組んでまいります。

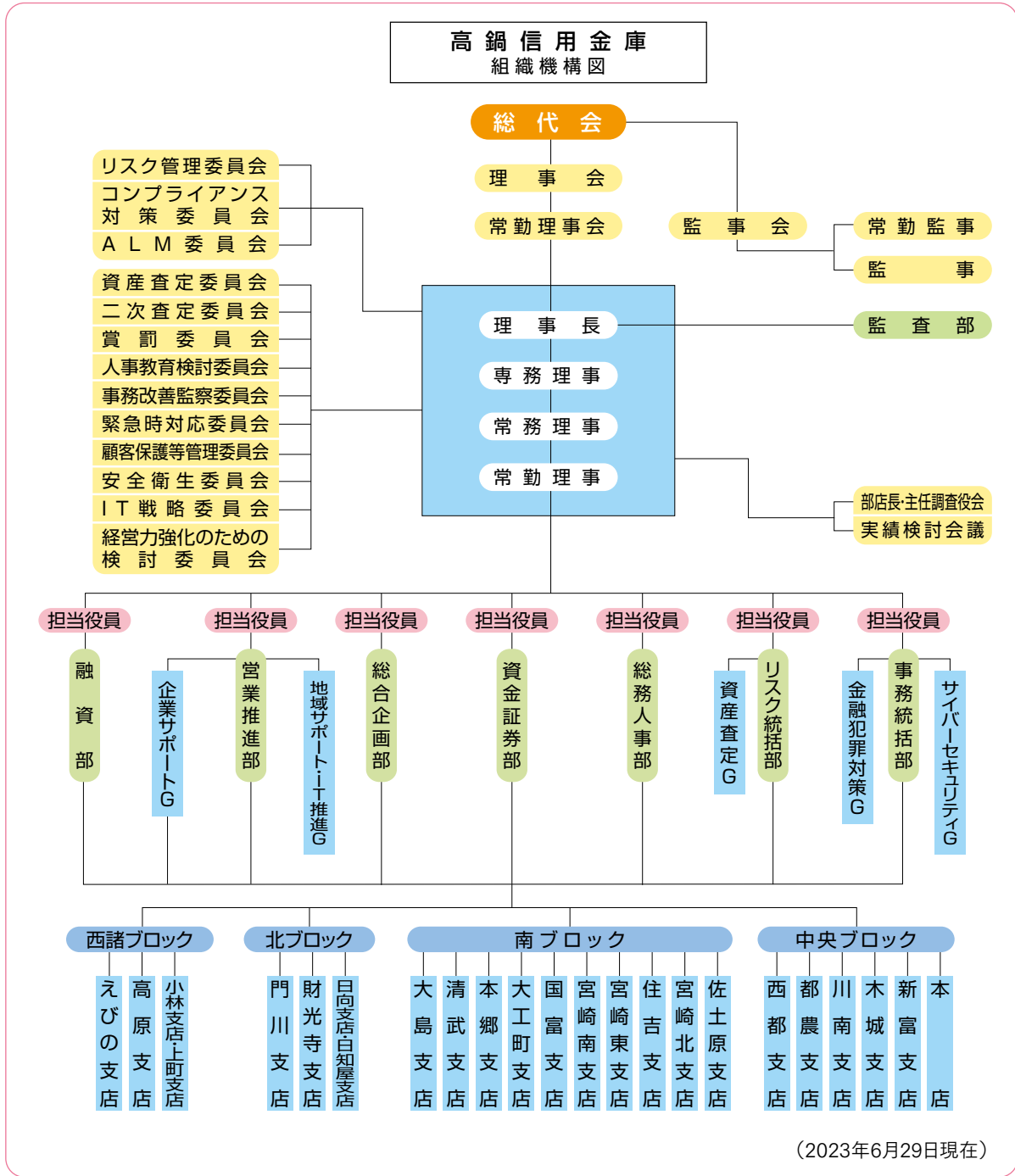
今後も、協同組織金融機関として地域に密着した経営を行い、健全な業務運営に努めてまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年7月

高鍋信用金庫

理事長 板垣 衛

組織機構図・役員一覧



役員一覧 (2023年6月29日現在)

理事長 (代表理事)	板垣 衛	理事 (非常勤・顧問)	池部 文仁
専務理事 (代表理事)	近藤 真司	理事 (非常勤)	岩村 和裕 ※1
専務理事 (代表理事)	新名 洋文	理事 (非常勤)	藤田 康子 ※1
常務理事 (代表理事)	山口 弘範	員外監事 (非常勤)	廣瀬 雅一 ※2
常勤理事	菊地 剛司	員外監事 (非常勤)	壱岐 昌敏 ※2
常勤理事	中山 知郎		
常勤監事	大西 訓雄		

※1 理事 岩村 和裕、藤田 康子は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 廣瀬 雅一、壱岐 昌敏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■ 主要な事業に関する事項

直近の5事業年度における主要な事業の状況

	単 位	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経 常 収 益	百万円	4,609	4,373	4,464	4,230	4,104
経 常 利 益	百万円	789	494	726	604	463
当 期 純 利 益	百万円	623	377	654	456	456
出 資 総 額	百万円	2,169	2,151	2,101	2,071	2,048
出 資 口 数	千口	43,392	43,035	42,024	41,425	40,586
純 資 産 額	百万円	15,560	14,956	15,640	14,618	11,930
総 資 産 額	百万円	262,721	268,681	287,109	294,205	294,902
預 金・積 金 残 高	百万円	244,691	251,485	269,175	278,020	281,686
貸 出 金 残 高	百万円	101,669	103,303	106,398	107,954	112,055
有 価 証 券 残 高	百万円	104,014	106,543	116,656	117,826	113,775
単体自己資本比率	%	14.11	13.43	13.10	12.55	13.62
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	千円	43,229 (1円)	42,962 (1円)	41,995 (1円)	61,826 (1.5円)	20,447 (0.5円)
役 員 数	人	14	14	15	14	13
うち常勤役員数	人	9	9	9	8	8
職 員 数	人	278	278	271	266	244

2022年度の事業の概況

当金庫は、地域のお客様に感謝し、地域の皆様方が安定した経済生活が営めるよう、全力で地域に貢献していくことを基本方針としています。

2022年度は、新3か年計画「変わりゆく未来に、変わらないまごころで」の中間年度として、「お客様第一」を金庫経営の根本に据え、中小企業金融の円滑化に取組むとともに、新型コロナウイルスにより弱体化した地域経済の回復に努めるため事業に取り組みました。

具体的には「お客様ファースト戦略」を始めとした経営基本7戦略を定め、人材育成や組織風土改革、さらには生産性向上に至るまで、様々な事業戦略を展開し、これらの目標を達成することにより、地域に必要な不可欠な金融機関としての存在価値の向上に努めました。

2023年度は新3か年計画の最終年度として、経営基本戦略の取組みを更に深化させ、経営理念を達成することで地域に貢献していきます。

また、当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づく内部管理基本方針を制定し、業務の健全性及び適切性を確保するための体制を構築しています。

1. 主要勘定

(1) 預金積金	2022年度の年度末残高は、281,686百万円となり、年度初来3,666百万円の増加、1.31%の増加率となりました。また、平均残高においては、282,772百万円となり、年度初来5,607百万円の増加、2.02%の増加率となりました。
(2) 貸出金	2022年度の年度末残高は、112,055百万円となり、年度初来4,101百万円の増加、3.79%の増加率となりました。また、平均残高においては、108,753百万円となり、年度初来1,569百万円の増加、1.46%の増加率となりました。
(3) 経常利益	2022年度は、貸出金残高が増加したことにより貸出金利息は増加したものの、その他経常収益等の減少があり経常収益は4,104百万円となり、対前年度比125百万円の減収となりました。一方経常費用は、3,640百万円となり、対前年比14百万円増加となりました。この結果、463百万円の経常利益を確保しましたが、対前年比140百万円の減益となりました。
(4) 当期純利益	経常収益は前年度比125百万円の減少、経常費用は前年度比14百万円増加して、特別損失26百万円となりました結果、税引前当期純利益は436百万円となり、当期純利益は456百万円となりました。

■ 総代会

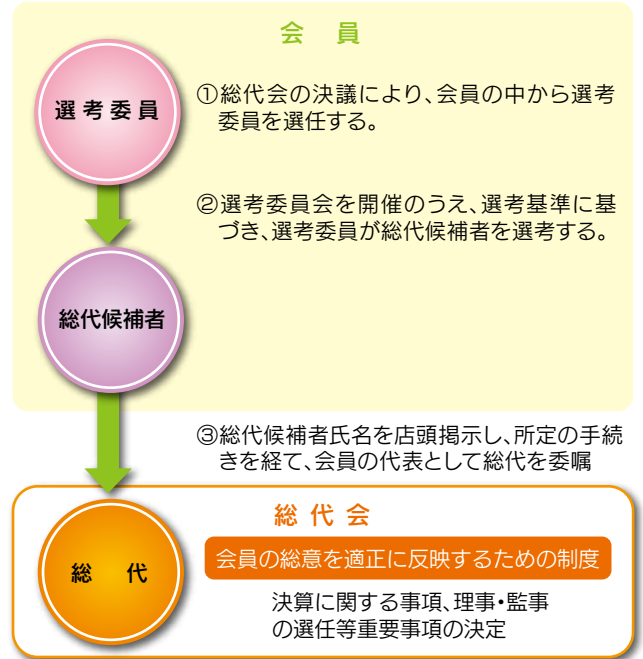
総代会制度について

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年です。
- ・総代の定数は、80人以上110人以内で、会員数に応じて10区の選任区域ごとに定められております。
なお、2023年3月31日現在の総代数は89人で、会員数は28,234人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

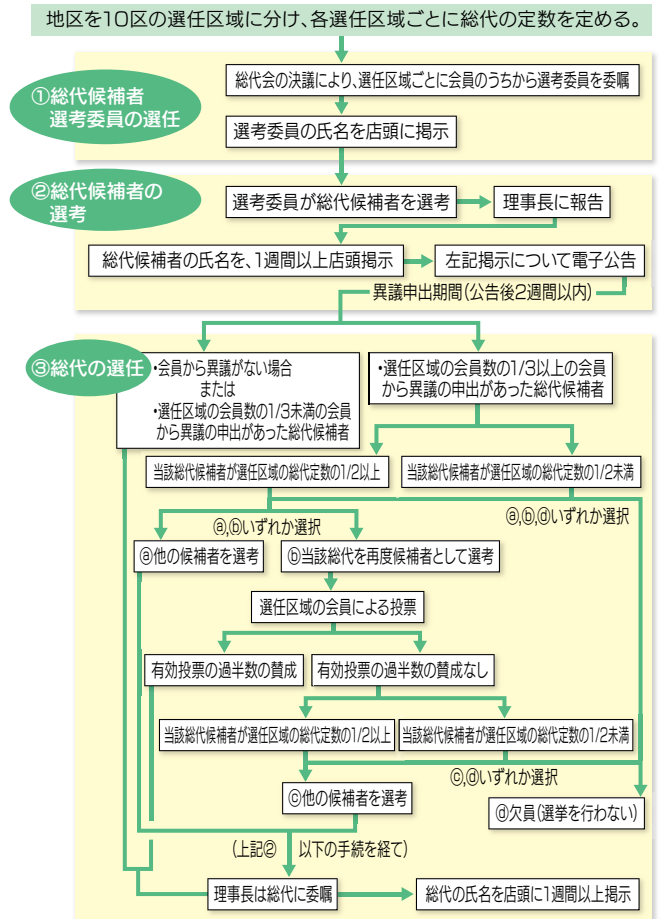
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）

(3) 総代候補者基準

総代候補者は、当金庫の会員であることを条件に、選考基準は次の通りです。

- ① 総代としてふさわしい見識を有している方
- ② 良識をもって正しい判断ができる方
- ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④ その他総代選考委員が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続きについて



選任地区	会 員 数		
	個 人	法 人	合 計
高 鍋 ・ 木 城 地 区	3,938	236	4,174
新 富 地 区	1,750	126	1,876
川 南 地 区	2,072	118	2,190
都 農 地 区	1,756	68	1,824
日 向 ・ 門 川 ・ 延 岡 地 区	3,315	280	3,595
宮 崎 地 区	7,245	761	8,006
西 都 地 区	972	84	1,056
小 林 地 区	2,842	255	3,097
え び の 地 区	1,368	109	1,477
西 諸 ・ 都 城 地 区	852	87	939
合 計	26,110	2,124	28,234

総代の年齢別構成		
年 齢	総代数 (人)	構成比 (%)
39歳未満	0	0.00
40～49歳	2	2.25
50～59歳	12	13.48
60～69歳	29	32.58
70歳以上	46	51.69
合 計	89	100.00

総代の職業別構成	法人代表者	48.89%	法人役員	7.77%
	個人事業主	21.11%	個人	22.23%
総代の業種別構成	卸・小売業	21.11%	建設業	12.22%
	サービス業	24.44%	農業	8.88%
			その他	33.35%

第101期通常総代会の決議事項

第101期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

報告事項 第101期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
業務報告・貸借対照表・損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分(案)の承認について
第2号議案 総代候補者選考委員の選任(案)について
第3号議案 会員法定脱退の件について
(1)与信関連の除名
(2)所在不明会員の除名
第4号議案 店舗統廃合について
第5号議案 店舗統廃合に伴う定款の一部変更について
第6号議案 理事の選任について
第7号議案 役員の退職慰労金支給について



101期通常総代会

総代の氏名等 (2023年6月29日現在)

選 任 地 区	人 数	氏 名					
高 鍋 ・ 木 城 地 区	15	田中 隆吉(10)	岩切 洋(8)	森 悠一(8)	永友 吉人(7)	小原 光郎(7)	橋本 未知男(4)
		柴山 和枝(7)	阿部 喜彦(4)	小川 政明(4)	杉田 博(4)	橋本 重文(1)	
		岩切 正司(3)	長友 道泰(3)	山口 順一(3)	永友 良和(2)		
新 富 地 区	7	長友 和朗(14)	長友 俊二(10)	橋本 新(9)	井上 泰彦(4)	川野 俊博(3)	
		清 岩男(3)	宮本 恒一郎(2)				
川 南 地 区	8	平山 久幹(10)	柴坂 秀政(10)	林田 浩行(8)	小嶋一史(7)	安藤 正則(3)	
		河野 謙二郎(3)	村田 友美(3)	加藤 敏典(2)			
都 農 地 区	6	黒木 邦博(10)	新田 芳則(10)	河野 泰文(10)	青山 久利(8)	永友 謙二(3)	
		山道 隆司(1)					
日 向 ・ 門 川 ・ 延 岡 地 区	10	倉本 重利(13)	大原 一(10)	向井 紀男(10)	日高 博之(8)	平野 政巳(8)	
		田崎 澄(4)	木原 千穂(3)	黒木 昭広(3)	中川 和也(3)	川添 恵造(2)	
宮 崎 地 区	20	重山 治利(10)	齋藤 福夫(10)	押川 周弘(10)	佐藤 潤一(9)	加藤 勇(8)	
		岡 龍雄(8)	安藤 幹夫(7)	蛭原 博(5)	青木 賢一郎(4)	矢野 浩幸(4)	
		水永 学(4)	佐伯 康信(3)	永井 妙澄(3)	野崎 宗志(3)	山田 孝典(3)	
		平野 和夫(2)	川添 常成(2)	岡田 正典(2)	山本 幸徳(1)	河野 秀人(1)	
西 都 地 区	5	沼口 訓男(15)	旭吉 法取(12)	富田 孝(12)	杉本 信子(10)	小牟田 英心(2)	
小 林 地 区	7	植木 清文(10)	吉村 雄一郎(10)	西道 紀一(10)	瀬戸山 雅光(7)	谷口 幸行(7)	
		倉藺 久史(7)	迎 淳一(3)				
え び の 地 区	6	原口 陽一(10)	尾山 隆史(10)	大門 健二(7)	白石 昌彦(7)	小城 賢治(3)	
		宝尺 実正(1)					
西 諸 ・ 都 城 地 区	5	増田 勇作(9)	池田 正明(9)	淵上 鉄一(9)	松元 武二(3)	中村 昌揮(1)	

※氏名の後ろの数字は総代への就任回数です。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、また、金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者、金融円滑化担当者を選任いたします。
- (2) 全営業店窓口金融円滑化ご相談窓口を設置するとともに、金融円滑化管理担当者(営業店長)および金融円滑化担当者を配置し、お客様からの相談に対応しています。
- (3) 中小企業支援を強化するため、融資部、営業推進部に中小企業支援を担当する企業支援担当者を配置しています。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

お客様から既存の保証の変更・解除等の申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた際には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

	2022年度
新規に無保証で融資した件数	235件
新規融資に占める経営保証に依存しない融資の割合	28.41%
保証契約を解除した件数	30件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

経営改善支援等の取組実績 (2022年4月～2023年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

	期初 債務者数	うち経営改善 支援取組先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数	αのうち再生 計画を策定 した先数	経営改善支援 取組率	ランク アップ率	再生計画 策定率
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正 常 先①	2,361	1		1	1	0.0%		100.0%
要 注 意 先								
うちその他要注意先②	171	5	0	5	5	2.9%	0.00%	100.0%
うち要 管 理 先③	4	3	0	3	2	75.0%	0.00%	66.7%
破 綻 懸 念 先④	25	2	0	2	2	8.0%	0.00%	100.0%
実 質 破 綻 先⑤	43	0	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 先⑥	0	0	0	0	0	—	—	—
小計(②～⑥の計)	243	10	0	10	9	4.1%	0.00%	90.0%
合 計	2,604	11	0	11	10	0.4%	0.00%	90.9%

- (注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は2022年4月初時点まで整理しています。
 ・ 債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
 ・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。
 なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めていますがβには含めていません。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表には含めていません。
 ・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
 ・ 「αのうち再生計画を策定している全ての先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業活性化協議会などと連携した再生計画策定先を含んでいます。

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

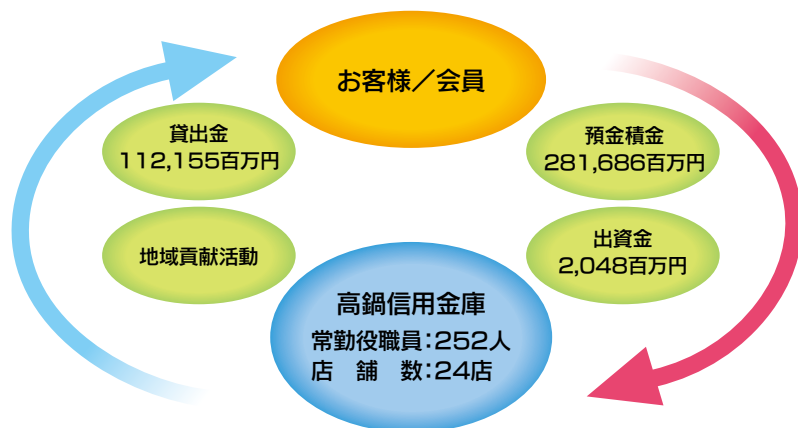
当金庫は、下記の地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。当金庫は創業以来、当金庫の基本理念を忠実に守り、地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

記

高鍋信用金庫事業区域

宮 崎 県 児湯郡・日向市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町・東臼杵郡諸塚村・東諸県郡
 宮崎市・西都市・延岡市(旧延岡市に限る)・小林市・えびの市・都城市・西諸県郡
 北諸県郡

鹿 児 島 県 始良郡湧水町(旧吉松町に限る)



当金庫は、協同組織金融機関としての理念に基づいて「地元でお預けいただいた大切なお金は、地元の皆様のお役に立つためだけにお使いいただく」という地元金融機関としての基本的な役割を果していきたいと考えております。

このため密度の濃い渉外活動を通じてお客様との「ふれあい」を大切にする伝統的な体制を、更に充実させていきたいと考えております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

地域とのふれあいと社会貢献活動

“たかしん”では、経営基本方針である「お客様本位」の考え方を基に地域に根ざした協同組織金融機関として、健全な金融サービスの提供だけでなく、お客様の事業の発展や豊かで潤いのある暮らしづくり、更には地域の皆様とのふれあいを通じて少しでもお役に立てるよう、地域文化や環境美化といった社会貢献への活動にも積極的に取り組んでおります。

こども110番

平成19年3月に高鍋警察署と覚書を締結し、児湯郡5店舗で行ってきた地域内の子供を見守る活動「こども110番」を平成28年4月1日から全店舗に広がっています。バイク後方のトランク面に『こども110番』のステッカーを貼り、営業活動の中で幼児や小学生などに注意しながら、下校時などに不審者や変質者から子供たちを守るよう心がけています。



こども110番

高齢者見守り活動

当金庫では、高齢者が安全で安心して生活できる社会を目指して、日向市および高鍋町と高齢者見守りに関する協定を締結しています。



日向市 3店舗



高鍋町 本店

バイク後方のトランク面にステッカーを貼り、日常業務の中で高齢者の方と接する場合に異変等に注意するよう心がけています。

地域とのふれあい

職員自身も居住地での自治公民館活動や各種グループ活動の一員として積極的に参加し、地域とのふれあいを大切に、地域社会の一員として地域のお祭り、イベント等諸行事にも積極的に参加しております。



レッツゴー町たんけん

たかしんフィランソपी

毎年、6月15日の信用金庫の日の活動として、各営業店の近隣地域の清掃活動や献血活動などを行っています。



舞鶴公園清掃

たかしんフードバンク活動

SDGsに寄与する活動の一環として、「たかしんフードバンク」活動を実施しています。年2回(7月・12月)県下の社会福祉協議会へ食料品等をお届けします。



えびの市社会福祉協議会への食料品贈呈式

たかしん感謝デー

毎月、第2木曜日を「たかしん感謝デー」として、役職員による各店舗近隣の清掃活動を実施しています。



高鍋町しんさん通り清掃

地域密着型金融について

当金庫は、地域のお客様との密接な関係を構築することで得られる定性的な情報を基にして、中小企業の方々が事業面で持つニーズ等の実現に向けた活動を展開してまいります。

また、事業の内容や成長可能性を適切に評価（事業性評価）することに努め、経営課題を共有し、コンサルティング機能発揮による課題解決のための金融支援および経営支援の実施に努めてまいります。

さらに、地域活性化につながるサービスの提供を行うことにより、地域密着型金融の担い手としての取組みを進めてまいります。

地域密着型金融の取組状況(2022年4月～2023年3月)

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

【取組方針】

さまざまなライフステージにある取引先企業の経営課題に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、解決に向けた支援を行っております。

項目	取組策
創業・新規事業開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・「たかしん創業支援ローン」による資金需要への対応 ・信用保証協会と協調した資金需要への対応 ・日本政策金融公庫と協調した資金需要への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・公的助成制度の紹介 ・創業計画の策定支援 ・販路拡大支援
成長段階における更なる飛躍	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングによる販路獲得等の支援 ・事業拡大のための資金需要に対する信用供与 ・事業拡大における事業計画策定支援 ・公的助成制度の紹介・申請支援 <ul style="list-style-type: none"> ・財務分析レポートや事業性評価の実施による課題解決支援 ・「たかしん経営サポートローン」による金融支援 ・「わかまち基金」による事業者サポートプロジェクトの実施 ・たかしん経営セミナーの開催
経営改善・事業再生	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付条件の変更 ・新規の信用供与 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画の策定支援 顧客企業による主体的な策定の支援 経営課題の解決の方向性の提案 経営改善計画策定支援先のモニタリング
事業承継	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継コンサルティングの実施 ・事業承継計画の策定支援 ・M&Aのマッチング支援 ・相続対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・株式買取に関する資金支援 ・株式価値評価 ・事業承継セミナーの開催

※当金庫単独で対応ができない支援については、信金中央金庫、しんきんキャピタル株式会社等や外部専門機関・外部専門家と連携して取組んでまいります。

2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

【取組方針】

人材の育成や体制整備を行い、事業の内容や成長可能性を適切に評価（事業性評価）することに努め、担保・保証に過度に依存しない融資を進めるとともに、各々の中小企業に適した手法による資金供給に努めてまいります。

項目	取組策
事業性評価の積極的な取組み	<p>当金庫では、事業の内容や成長可能性を適切に把握するために、事業性評価ツールを活用し、経営者の皆様との対話に努めています。</p> <p>【2022年度 事業性評価実施件数 1,054件】</p>
不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	<p>当金庫では、中小企業・小規模事業者等の経営者の皆様が金融機関に差入れている個人保証（経営者保証）について、「経営者保証に関するガイドライン」の適用対象となる新規の保証契約および既往貸出先からの保証契約の見直し依頼に関しては、要件等を総合的に判断し、適切に対応するよう努めています。</p> <p>【2022年度 経営者保証に依存しない事業資金の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に無保証で融資した件数 235件 ・保証契約を解除した件数 30件
中小企業に適した資金供給手法の徹底	<p>当金庫では、以下の独自商品等をはじめ、お客様のニーズや経営課題に対して、最適な資金供給手法を提案するよう努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たかしん経営サポートローン <p>宮崎県制度融資の金融機関提案型貸付として「たかしん経営サポートローン」を設けています。</p> <p>当商品は、ビジネスモデルの把握や事業計画の策定支援等、事業性評価実施による対話や定期積金契約による定期訪問等が条件として付されており、低利でアフターフォローも充実した商品となっております。</p> <p>【2022年度末 累計実績 67件 360百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たかしん創業支援ローン <p>創業者向けの商品として「たかしん創業支援ローン」を設けています。</p> <p>当商品は、創業計画の策定支援や定期積金契約による定期訪問等が条件として付されており、融資実行後1年間は1.0%と低利でアフターフォローも充実した商品となっております。</p> <p>【2022年度末 累計実績 17件 58.5百万円】</p>

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

【取組方針】

地域の情報ネットワークの要としての役割発揮に向け、地域の各方面との連携の構築に努めてまいります。

項目	取組策
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「たかしん次世代経営者の会」の運営 ・「たかしん5」の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・企業紹介ガイドブック「縁musubi」ホームページ掲載 ・その他 <p style="text-align: right;">次ページ以降に詳細を掲載</p>

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況



高鍋信用金庫 企業紹介ガイドブック エンムスビ 縁musubi

電子ブックへは「高鍋信用金庫 HP」と「miyazaki ebooks」の双方向からアクセス



「企業と企業」「人と人」。 高鍋信用金庫はみんなを結びます。

当金庫お取引先の情報発信や売上貢献を目的として、お客さまの「売りたい・買いたい」情報をガイドブック「縁musubi」にまとめました。

「縁musubi」への掲載情報は、電子化(電子ブック)されており、「当金庫ホームページ」と「miyazaki ebooks」の双方向からアクセス可能となっています。

皆さまのお役に立つ様々な情報・新たな発見が詰まっています。ぜひ一度、アクセスしてください。



「勉強会」におけるグループ討議

たかしんスクラム (たかしん次世代経営者の会)

若手経営者と信用金庫職員の 相互交流を通じて、お互いの絆を深めます

当金庫のお取引先の若手経営者と当金庫職員の混成による「たかしん次世代経営者の会」を発足し、セミナーや勉強会を通じて、経営課題の解決や、マネジメント力向上に向けた取組を行っています。

なお、会員からの意見募集により、会の愛称を『たかしんスクラム』と決定しました。この愛称には、「会員事業者」同士が、また、「会員事業者」と「たかしん職員」が肩を組み合い、信頼できるパートナーとして共に高みを目指して成長していくイメージを込めています。

SNSでのコミュニケーション

SNSを通して、当金庫や地域の情報を発信しています

当金庫では、Facebook、Instagram、LINEの各公式アカウント、および、YouTubeの公式チャンネルを通じて、お得なキャンペーン情報や、地域の話題などを情報発信しています。

もっと身近に、もっと便利に。お手元のスマートフォン等を通じて、お客様とのコミュニケーションを図ってまいります。



たかしんのSNSで
お店をPRしませんか？



たかしんSNS公式アカウント・公式チャンネル

- フェイスブックページアカウント @takanabe.shinkin
- インスタグラムアカウント takanabe.shinkin
- LINE公式アカウント @takanabe.shinkin
- LINEキッズクラブアカウント @takashin.kidsclub
- YouTube公式チャンネル 高鍋信用金庫「まごころ」チャンネル

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 高鍋信用金庫SDGs宣言



SDGsバッジ



名刺みほん

【高鍋信用金庫SDGs宣言】

高鍋信用金庫は、大正11年の創業以来、地域に根差す協同組織金融機関として

1. 中小企業の健全な発展
2. 豊かな国民生活の実現
3. 地域社会繁栄への奉仕

を経営理念に掲げ、「Face to Face」を通じてお客様との信頼関係を大切にして「明るい未来の創造」「豊かな社会の実現」「豊かな人材の育成」に取り組んでいます。

わたしたちの経営理念は、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」と共通する理念であり、この理念の具現化や地域社会課題の解決、地域活性化へ貢献を通じて、SDGsの達成に取り組んでまいります。

高鍋信用金庫 × SDGs

～地域を愛し 人を愛して 豊かな社会を実現する～

「たかしん」は、希望・笑顔・おもいやりのある明るい未来をつくるため、「誰ひとり取り残さない世界」、「豊かな社会の実現」を目指して、SDGsの達成に貢献します。

取り組みへの意思表示として、役員職員はスーツや制服にSDGsバッジを着用しているほか、名刺にもロゴマークを表示しています。なお、SDGsの達成に向けた取り組みの一環として、2020年1月から当金庫が保証人・引受人となる「たかしんSDGs私募債・ちいきのミライ」の取扱いも行っています。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

■ 店舗整備および店舗運営の再構築による強靱な組織づくりを目指して

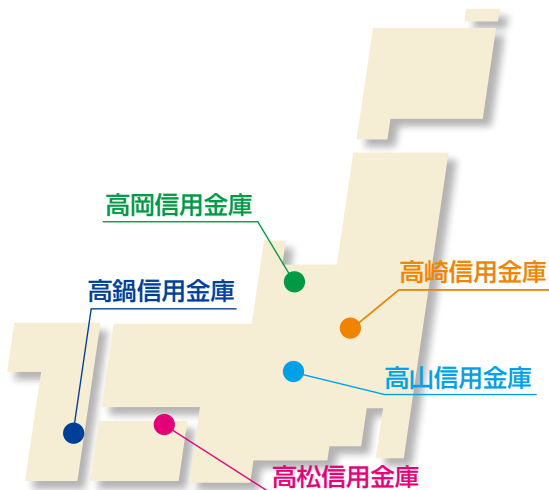


本店

当金庫では、100周年記念事業の一環として、本店（高鍋町）の建て替えを行いました。皆さまの大切な資産をお預かりする地域金融機関として、防災面にも配慮した店舗整備を順次進めております。

なお、店舗整備に併せて、営業店の運営体制の再構築にも取り組んでおり、二つの支店を一つの建物の中で営業する「店舗内店舗」の形態で、「小林支店・上町支店（小林市）」、「日向支店・日知屋支店（日向市）」を運営しています。また、住吉支店（宮崎市）、宮崎東支店（宮崎市）、宮崎南支店（宮崎市）、国富支店（東諸県郡）、門川支店（東臼杵郡）、本郷支店（宮崎市）、清武支店（宮崎市）、大島支店（宮崎市）、高原支店（西諸県郡）、えびの支店（えびの市）においては、窓口休業時間（11:30～12:30）を設けさせていただくなど、少人数で、安全かつ効率的な店舗運営に取り組んでいます。

たかしん5（たかしんファイブ）



たかしん5サミット

地域の皆さまから 『たかしん』と呼ばれることへの誇り

『たかしん』の愛称で親しまれる当金庫を含む全国5つの信用金庫が、地域活性化等を目的として包括連携協定を結びました。これまでには、経営トップ同士による意見交換会の実施や、優績職員および女性職員の研修会の開催といった役職員の人的交流はもとより、「お客様の年金旅行」や「お取引経営者組織の研修旅行」などでの地域交流が行われたほか、預金キャンペーンにおける懸賞品での「地域特産品の相互調達」など、多岐にわたる相互交流の実績が生まれています。

当金庫のあゆみ

大正

大正11年 4月 有限責任高鍋信用組合として事業を開始

昭和

昭和25年 4月 新富支店開設
 昭和27年 5月 信用金庫法に基づく信用金庫に組織変更し、名称を高鍋信用金庫と改める
 昭和29年 8月 木城支店開設
 昭和30年 5月 川南支店開設
 昭和38年 3月 都農支店開設
 昭和42年 7月 日向支店開設
 昭和44年 6月 佐土原支店開設
 昭和46年 7月 宮崎北支店開設
 昭和47年 6月 預金量100億円突破
 昭和48年 9月 住吉支店開設
 昭和51年 11月 宮崎東支店開設
 昭和53年 7月 西都支店開設
 昭和53年 10月 預金量500億円突破
 昭和55年 5月 財光寺支店開設
 昭和55年 6月 宮崎南支店開設
 昭和56年 4月 米沢信用金庫と姉妹金庫盟約締結
 昭和57年 5月 国富支店開設
 昭和59年 8月 門川支店開設
 昭和59年 10月 預金量1,000億円突破
 昭和61年 5月 大工町支店開設
 昭和62年 4月 日知屋支店開設
 昭和63年 8月 本郷支店開設

平成

平成 4年 10月 貸出金1,000億円突破
 平成 4年 10月 清武支店開設
 平成 4年 12月 預金量1,500億円突破
 平成 9年 4月 大島支店開設
 平成13年 4月 石井十次先生「帰国途上の所感」の詩碑建立
 平成15年 6月 第6回「信用金庫社会貢献賞」において「石井十次」顕彰活動が【会長賞】を受賞
 平成17年 10月 西諸信用金庫と合併し、新生「高鍋信用金庫」がスタート 預金量2,000億円突破
 平成19年 4月 高鍋警察署との間に覚書を締結し、子供たちを守る『こども110番』の活動を開始
 (該当店舗：本店・新富支店・木城支店・川南支店・都農支店)
 平成23年 2月 飯野支店、加久藤支店に店舗統合。野尻支店、上町支店に店舗統合。川東支店、高原支店に店舗統合
 平成24年 2月 90周年記念事業として都農支店新築
 平成28年 2月 「高鍋町と高鍋信用金庫との包括的連携に関する協定書」を締結
 平成28年 2月 「宮崎県と県内5信用金庫並びに信金中央金庫との包括連携協定」を締結
 平成28年 11月 加久藤支店を新築し、えびの支店に名称変更
 平成30年 7月 「たかしんキッズクラブ」設立
 平成30年 9月 公式「facebook」、「Instagram」を開設
 平成31年 2月 日向支店を新築移転
 平成31年 4月 「新富町における地域振興に関する包括連携協定書」を締結

令和

令和 元年 10月 「たかしん次世代経営者の会」発足
 令和 2年 3月 「たかしんSDGs宣言」公表および「たかしんSDGs私募債」初の引き受け
 令和 2年 11月 小林支店を新築移転し、同支店内に上町支店を店舗内店舗化
 令和 3年 6月 100周年記念事業の一環として本店・本部を新築(プレオープン)
 令和 3年 7月 日知屋支店を移転し、日向支店内に店舗内店舗化
 令和 3年 7月 高鍋町と「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」を締結
 令和 4年 3月 新本店・本部のグラウンドオープン
 令和 4年 7月 「たかしんフードバンク活動」開始。高鍋町社会福祉協議会へ食料品等を贈呈
 令和 4年 8月 (株)宮崎銀行と「事業継承・M&A業務に関する協定」を締結



郷土の偉人 石井十次先生

石井十次は1865年(慶応元年)4月11日、宮崎県児湯郡高鍋町に生まれ、「児童福祉の父」と言われ、22歳の若さで孤児救済の事業に着手し、日本で最初に孤児院を創設した人物です。

食べさせるだけでなく、労働を通じて教育をすることが大切であるとの信念のもと、3,000人を超す孤児救済に生涯を捧げました。

1990年に石井十次顕彰会が創設され、毎年、石井十次の精神を承継し、福祉活動に尽力している団体に「石井十次賞」が贈られています。

高鍋信用金庫創業60周年記念事業として高鍋町中央公園に「石井十次先生銅像建立」(1981年4月)

■ 主な商品のご案内

夢のある商品を多数取り揃えお客様の豊かな暮らしを応援します。

■ 納税専用定期積金「準備万端」

消費税・所得税・法人税等の納税資金を計画的にご準備いただくための定期積金です。ご契約期間は6ヶ月以上2年以内、預入金額は1万円以上で、金利は0.01%となっています。ずっとご利用いただける、事業者様のサポートを目的とした預金商品です。



■ たかしん固定金利選択型住宅ローン

特別金利キャンペーン継続中(2023年9月30日迄)の「固定金利選択型住宅ローン」は、10年固定で最大引下げ幅0.75%で取り扱っており、ご好評いただいております。その他の3年・5年固定も引下げ金利を行っておりますので、住宅の新築、増改築、リフォーム資金、住宅・マンション(新築・中古)購入資金、土地購入資金(住宅新築予定地の土地、隣地、低地等)、住宅ローンの借換資金等を計画しているお客様はお気軽にご相談ください。



■ たかしん教育プラン

特別金利キャンペーン継続中(2023年8月31日迄)の「教育プラン」は、お申込人ならびにその子弟・孫・被扶養親族にかかる教育資金等が対象で、金利は、年1.88%～年2.48%(保証料 年0.38%～0.48%込)となっております。詳しくは最寄りの当金庫窓口までお問い合わせください。



■ たかしん経営サポートローン

当金庫営業地区内において事業を営む法人および個人事業主の方で、宮崎県信用保証協会の保証が受けられる方が対象となります。融資金額は運転資金1千万円以内、設備資金3千万円以内で、期間5年以内が固定金利1.0%、期間5年超が当初5年間は1.0%、5年以降は見直し時の長プラ+0.5%(保証料別)となります。たかしんは、お客様と経営課題を共有し、解決に向けたサポートに取り組んでいきます。



【商品利用にあたっての留意事項】

- このほかにも、さまざまな商品・サービスをご用意しております。
- 商品毎に、ご利用に際して条件等がございます。また、取扱い期間や適用利率が異なります。
- 詳しくは、得意先係もしくは営業店窓口にてお尋ねください。

サービス機能

インターネットバンキングサービス お手持ちのパソコンや携帯電話から振込・振替・残高照会などの取引を簡単にご利用いただけます。	法人インターネットバンキングサービス パソコンから残高・入出金明細の照会やファイル伝送(総合振込・給与振込・預金口座振替)などの取引をご利用いただけます。
デジタル通帳 紙の通帳を発行せず、スマートフォンアプリでお取引明細の閲覧や、総合口座定期の新約および解約などの取引をご利用いただけます。	ATM振込サービス ATM(現金自動入出金機)の簡単な操作で振込ができる、とつても便利でお得なサービスです。
デビットカード 「J-Debit」の全国の加盟店で、お買い物やお支払の際に現金を用意しておく必要がなく、キャッシュカードがそのままご利用いただけるサービスです。	定額自動送金サービス 毎月の家賃振込やお子様への仕送り等のように、毎月または数ヶ月に一度の間隔で一定額を振り込む際にご利用いただけるサービスで、ご指定口座から振り込みます。
外貨両替 海外旅行にお出かけの際の外貨現金(米ドル)の用意と、帰国後の円貨への両替をお取扱いいたします。	自動支払サービス 電気・ガス・水道・電話・NHK受信料などの公共料金を始め、税金・保険料・県立高校等の校納金などを、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
スポーツ振興くじ(toto)取扱店 スポーツ振興くじ(toto)の当選チケット払戻業務を下記の7店舗で行っています。 ●本店 ●日向支店 ●佐土原支店 ●宮崎北支店 ●西都支店 ●小林支店 ●えびの支店	電子債権記録業に係る業務 でんさいネットサービスは、手形や振込みに代わる新たな決済手段としての「でんさい」をご利用いただけるサービスです。

たかしんキッズクラブ



当金庫は、2018年7月に「たかしんキッズクラブ」を設立しました。
 この取り組みは、地元・宮崎の将来を担い、かつ、当金庫の未来のお客様となりうる「キッズ世代の育成」および「子育て世帯への支援」を通じて、お取引基盤の強化と地域活性化を目指すものです。
 メンバーの皆さまには、様々な特典やクラブ活動をご案内いたします。



キッズクラブ
LINE公式アカウント



旧館におけるキッズクラブのらくがき大会

1. 設立の理念

- (1) 将来の宮崎を背負って立つ若年層の健全な育成に貢献する。
- (2) 地域の子供が地域への誇りや愛着を醸成する仕組み作り貢献する。
- (3) 子育て支援を通じ、地元宮崎の人口減少の克服に貢献する。

2. 仕組み

- (1) ご加入対象 0～15歳以下のお子様
- (2) お申込要領
 - ① 保護者の方を通じて「たかしんキッズクラブ入会申込書」を提出いただけます。
 - ② キッズクラブ専用の普通預金口座をご開設いただけます。
 - ③ 新規加入費・年会費は無料です。

3. 特典

- (1) キッズクラブ専用の普通預金の金利優遇
- (2) 子育てサポート定期預金(保護者名義)をご案内

4. 活動内容

「職場体験」「工場・施設見学」「親子料理教室」「各種スポーツ活動」「親子日帰り旅行」「金融教室」等の魅力的なイベント企画への参加をご案内いたします。

■ 報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 決定方法
- 支払手段
- 決定時期と支払時期

(2)2022年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	119

- (注) 1.対象役員に該当する理事は9名です(期中に退任した者を含む)。
2.上記の内訳は、「基本報酬」97百万円、「退職慰勞金」21百万円となっております。
なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2022年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3.「同等額」は、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4.2022年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

内部統制の強化に向けて

近年、よく耳にする言葉に「内部統制」という言葉があります。

内部統制とは「組織内部で法律違反や不正な行為が行われたり、ミスやエラーが発生したりすることを防ぎ、健全な組織活動を維持していくための仕組み」であると解されます。

そして、この仕組みを有効に機能させるためには、予め定められた適切なルールや基準、手続きに従ってすべての業務が正しく遂行されることが必要であり、各種業務のリスクを洗い出したうえで、内部統制の整備状況や運用状況を継続的に監視及び評価していくことが重要なこととなります。

当金庫におきましては、2015年5月に「内部管理基本方針」を改正し、この基本方針に基づき業務の適切性の確保を目指し取り組んでおります。

内部管理基本方針

当金庫の業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、「内部管理基本方針」を次の通り定めております。

1. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等(信用金庫法施行令第11条の2第2項に規定する子法人等をいう。以下同じ)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①理事会及び常勤理事会は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「高鍋信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守方針」をグループ全体のコンプライアンスの考え方の根幹とし、これを子法人等の役職員に周知する。また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」・「不祥事件の取扱に関する要領」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、子法人等に対し、その業態や規模、特性等を踏まえつつ「高鍋信用金庫行動綱領」に基づき行動綱領や倫理規定、コンプライアンスマニュアル等の策定を義務付ける。

更に、反社会的勢力に対する基本方針や対応に関する要領等を定め、反社会的勢力による被害を防止するための態勢を構築する。

②当金庫グループ全体の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図るとともに、当金庫のコンプライアンス統括部門が子法人等に対してコンプライアンスに関する指導、監督等を行う。

また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行なうことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

③当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役の設置を義務付けるとともに、当該子法人等におけるコンプライアンス責任者を配置させる。

④当金庫は、理事長を委員長とするコンプライアンス対策委員会を設置し、当金庫グループ全体のコンプライアンスを統括するとともに、当金庫のコンプライアンス統括部門が子法人等に対してコンプライアンスに関する指導、監督等を行う。

⑤内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

また、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、当金庫グループのコンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて常勤理事会に報告する。

⑥当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、必要に応じて子法人等の非常勤取締役及び非常勤監事を当金庫の理事・監事が兼務する。

⑦当金庫は、子法人等の役職員を対象とし、当金庫のコンプライアンス部門の担当者によるコンプライアンス研修を定期的実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑧当金庫は、子法人等においてコンプライアンス上重大な問題が発生した場合には、当金庫が設置するコンプライアンス対策委員会において、子法人等の代表取締役を交えて今後の対応の方向性や未然防止策について協議する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①理事の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む。)の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。

②理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫及び当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当金庫は、当金庫グループ全体の適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。

内部統制の強化に向けて

- ②当金庫グループ全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク管理部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
また、統合的リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- ③当金庫は、統合的リスク管理規程に基づき、子法人等にリスク管理を行う部門やリスク管理担当者を置くことのほか、リスク管理規程を策定することを義務付ける。
- ④リスク統括部門は、当金庫及び当金庫の子法人等におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。
また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
- ⑤当金庫は、当金庫の理事を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク統括部門からモニタリングの結果等について報告を受けるとともに、当金庫グループのリスク管理体制に係る課題や対応策を協議する。
- ⑥当金庫の子法人等において、リスク管理上重大な問題が発生した場合には、当該子法人等の代表取締役は、直ちにリスク管理委員長への報告を行うことを義務付け、当該報告を受けたリスク管理委員長は、リスク管理委員会を開催して対応を検討のうえ、当金庫において事案に応じた支援を行う。
- ⑦内部監査部門は、当金庫グループ全体の統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。
- ⑧当金庫は、大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等の不測の事態により生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、当金庫が策定する「業務継続計画」を当金庫グループ全体に適用させ、これを当金庫と当金庫の子法人等の役職員に周知することにより平時よりグループ全体の危機管理体制を整備する。

4. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を、一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程(及び同付議基準)」に定める。
- ②理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。また、子法人等における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を子会社管理基準に定め、子法人等の規模や特性等を踏まえつつ、子法人等が当金庫グループの経営方針等に準拠した体制を構築しているかを子法人等管理部門において検証する。
- ③理事会は、当金庫グループの経営方針、経営計画、業務・態勢にかかる基本方針等を定めるとともに、子法人等の業務運営方針や経営計画その他重要事項の策定にあたっては、子法人等の規模や特色等を踏まえつつ、子法人等が当金庫グループの経営方針等に準拠した体制を構築しているかを子法人等管理部門において検証する。
- ④当金庫は、子法人等管理部門において、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて常勤理事会へ報告する。
- ⑤当金庫は、子法人等管理部門において子法人等の業務運営上の相談窓口を設けるとともに、子法人等からの求めがあるときは、個別の事案に応じて当金庫の役職員のうち適切な人材を派遣する。

5. 当金庫の子法人等の取締役の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- ①当金庫の代表理事は、子会社管理基準に基づき、子法人等の代表取締役から定期的に、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ②当金庫は、当金庫の代表理事及び子法人等の代表取締役を構成員とするグループ役員連絡会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、子法人等の取締役等の職務執行の状況など経営上の重要事項に関する報告を義務付ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ③当金庫では、当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び使用人においても、当金庫の顧問弁護士、リスク統括部長、監査部長に対して直接通報を行うことができる「内部通報ホットライン」を整備する。

6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる。
- ②監事を補助すべき職員の配置に当たっては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- ①監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- ②理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

8. 当金庫の理事・職員及び当金庫の子法人等の取締役・使用人が当金庫の監事に報告するための体制

- ①当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令・定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や、当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫グループの内部通報ホットライン等を利用することにより、直ちに当金庫の監事又は内部通報ホットラインの担当部門へ報告を行うよう義務付ける。
なお、当該担当部門に当該報告がなされた場合にあつては、当該担当部門は直ちに監事への報告を行うこととする。
- ②当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。
- ③当金庫の監事は、その職務の必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、相互に監査の状況等について情報交換をすることにより、当金庫グループ全体の監査の充実・強化を図る。
- ②当金庫は、監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。
- ③当金庫は、当金庫グループの内部通報ホットラインの担当部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等(監事に直接通報された事項を除く)について、定期的に報告を行うよう義務付ける。

10. 当金庫の監事への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当金庫は、当金庫グループの内部通報ホットライン等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を受けることを禁止し、これを内部通報者保護規程に定め、当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- ②当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- ③当金庫は、内部通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- ④当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、内部通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

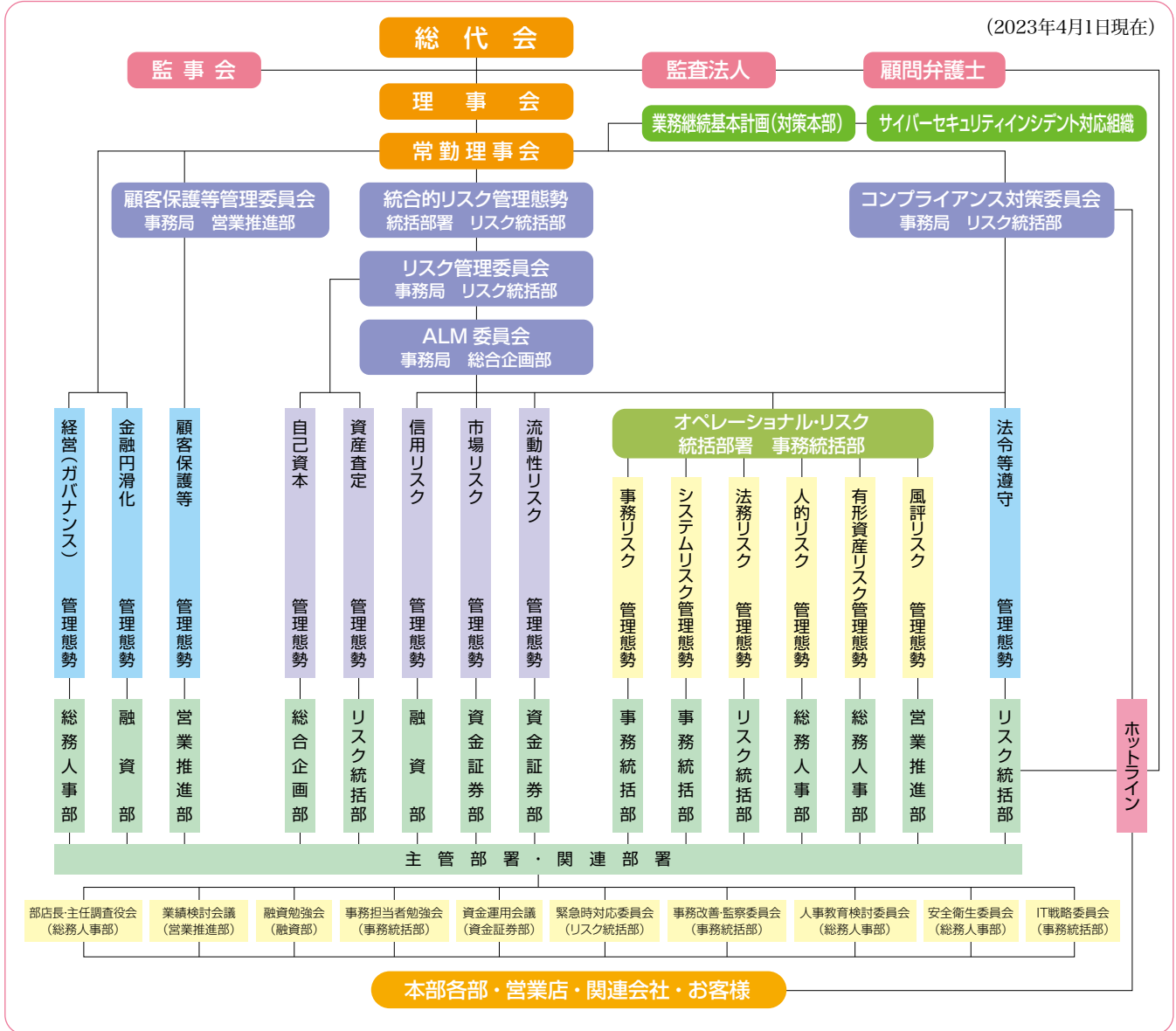
- ①当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ②当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあつては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- ④当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。



内部統制に基づくリスク管理体制

(2023年4月1日現在)

内部統制に基づくリスク管理体制



各リスクカテゴリーの基本方針

金融円滑化管理方針

「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいいます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切にリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

法令等遵守方針

法令のほか、金庫内の諸ルール、確立された社会規範を含むルール等の遵守の徹底が金融機関としての信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識するとともに、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行い、法令等遵守態勢の整備・確立に取り組んでいきます。

統合的リスク管理方針

「統合的リスク管理」とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、統合的リスク管理の徹底が経営基盤を強固なものにすることを強く認識し、統合的リスク管理を経営上の重要課題と位置付け、全ての役職員が一丸となって、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、統合的リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでいきます。

■ 顧客保護等管理方針

顧客保護等管理に関する法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な活動を遂行し、お客様からのご相談や苦情等については、公正・迅速・誠実な対応によりご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的に取り組んでいきます。

■ 自己資本管理方針

「自己資本管理」とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行なうことをいいます。

当金庫は、自己資本に関する諸施策の実施、自己資本の評価及び正確な自己資本比率の算定を行い、健全性及び適切性を確保することを目的とした自己資本管理態勢を構築していきます。

■ 流動性リスク管理方針

「流動性リスク」には、「市場流動性リスク」及び「資金繰りリスク」があります。

「市場流動性リスク」とは、市場の混乱等により市場において取引ができない場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

「資金繰りリスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

■ 信用リスク管理方針

「信用リスク」とは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。このうち、特に海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情報等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリーリスクといいます。

当金庫は、自己査定 of 債務者区分及び分類結果、信用格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させ、信用リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

■ 市場リスク管理方針

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、市場リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を基本とした市場リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

■ オペレーショナル・リスク管理方針

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、若しくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

(2) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が被るリスク、及びコンピュータの不正使用やサイバー攻撃により当金庫が被るリスクをいいます。

(3) 法務リスク

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な営業慣習等から生じ当金庫が被るリスク（損失・損害）をいいます。

(4) 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じ当金庫が被るリスク（損失・損害）をいいます。

(5) 有形資産リスク

有形資産リスクとは、当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等をいいます。

(6) 風評リスク

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク（損失・損害）をいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することにより、健全性の確保、収益性の向上を図っていきます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務統括部とし、事務統括部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客管理の方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。

また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である事務統括部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。



顧客保護等管理態勢

当金庫は、顧客の保護及び利便性の向上の重要性を十分に認識し、顧客保護等の現状を的確に把握し、適正な顧客保護等管理態勢の整備・確立に向けていくための方針等を定め、顧客保護等管理の統括部署を営業推進部とし、①顧客説明管理、②顧客サポート等管理、③顧客情報管理、④外部委託管理、⑤利益相反管理についての各要領を定め、組織全体への周知徹底を図ることで、適切な顧客保護を行なう管理態勢を採っております。

①顧客説明管理態勢

当金庫は、取引や商品をお客様に販売する際に、その内容やリスク等の重要事項について、お客様が十分に理解できる分かりやすい説明に努めています。また、リスク等を伴う商品については、お客様の知識、経験、財産の状況、取引条件等に応じた、重要事項について適切な説明を行なっています。

顧客説明管理責任者を営業推進部長とし、その役割として、①理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客説明管理担当者への指示、②顧客説明管理担当者からの報告・聴取及び顧客説明管理担当者への助言・指導、③顧客に対して商品説明を行なう者に対して、規程・要領・マニュアル等の周知徹底のための研修を行なう、としています。

顧客説明管理担当者は、各店の長とし、顧客説明を行う者への助言・指導をする、としています。

【金融商品販売に係る勧誘方針】

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
6. 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

②顧客サポート等管理態勢

当金庫は、お客様からの問合せ、相談・要望及び苦情に対し、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護に努めております。そのために「顧客サポート等管理要領」を定め、組織体制として、顧客サポート等主管部署をリスク統括部コンプライアンス担当としています。リスク統括部コンプライアンス担当は、顧客サポート等に関する事項を一元的に統括・管理しており、リスク統括部長を顧客サポート等管理責任者として、①コンプライアンス対策委員会への報告、②理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客サポート等管理担当者への指示、③顧客サポート等管理担当者からの報告・聴取及び顧客サポート等管理担当者への助言・指導を行っております。また、顧客サポート等管理担当者は、各店の長としています。

③顧客情報管理態勢

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

④外部委託管理態勢

当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合には、お客様の情報等の適切な管理が行われるよう、総務人事部長を外部委託管理責任者とし、外部委託業務に関する事項を一元的に統括・管理する体制としています。外部委託管理担当者を各店の長とし、外部委託管理担当者は外部委託先の選定にあたって、信用情報・技術力・研修態勢・機密保護及び安全管理措置の実施状況・問題発生時の対応力等について事前に調査を行い、外部委託管理責任者が選定し決定することとしています。また、外部委託管理担当者は、外部委託契約の締結、外部委託先に対するモニタリングの実施、外部委託先の業務に関する相談・苦情処理態勢の構築、外部委託先の業務のバックアップ体制の構築、外部委託契約の変更・解除等、顧客情報保護措置、評価・改善活動を行なうことを役割としています。

⑤利益相反管理態勢

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理するための方針を定め、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させることに努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護等に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要からお客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関等のお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - 営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(利用目的)

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため

- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
 - お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
 - お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問合せ先までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとはお客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

高鍋信用金庫 リスク統括部 コンプライアンス担当

住 所：〒884-8666 児湯郡高鍋町大字高鍋町673

電話番号：0983-32-0690 F A X: 0983-22-0822

法令等遵守の体制

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈されます。それは法令や社会的規範・規則を誠実に守り、社会倫理に反しない営業活動を行うことです。

当金庫では、「高鍋信用金庫行動綱領」に基づき法令遵守のための、「高鍋信用金庫の行動基準」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・チェックリスト」を作成し、意識の高揚を図ると共に、外部講師を招聘して計画的な研修を実施しております。また、毎年事業計画として「コンプライアンス・プログラム」を作成しており、この計画を実践・推進する専門の担当部署を設けております。その他に、コンプライアンス対策委員会を設置し、諸規定・事務取扱要領の整備・周知、コンプライアンスに係る諸問題等を審議する委員会を定期的に開催しております。

高鍋信用金庫行動綱領

- ① 高鍋信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- ② 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- ③ 法令やルールの厳格な遵守
- ④ 地域社会とのコミュニケーション
- ⑤ 人権の尊重
- ⑥ 従業員の働き方、職場環境の充実
- ⑦ 環境問題への取組み
- ⑧ 社会参画と発展への貢献
- ⑨ 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

内部監査体制

当金庫では、監査手法に基づき内部管理態勢等の評価・問題点の改善方法の提言まで行う必要から改善提案型監査態勢としております。監査は、金庫の「リスク管理規程」に基づき、当金庫のリスク管理の実効性について、公平・公正な客観的見地から金庫業務のすべてにおける内部管理態勢(リスク管理体制を含む)の適切性、有効性を検証し、その結果に基づく内部管理態勢等の評価及び問題点の改善提言を通じて金庫の健全性の確保と経営効率の向上を図り、金庫の発展に寄与することを目的として行っております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ① 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③ 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

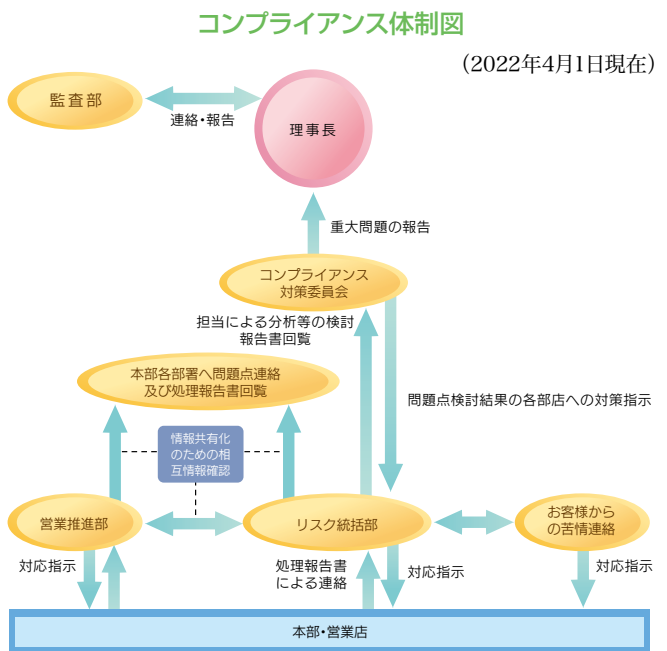
金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は53ページ参照)またはリスク統括部(電話:0983-32-0690)にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部、または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、所在地域以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク統括部」にお尋ねください。



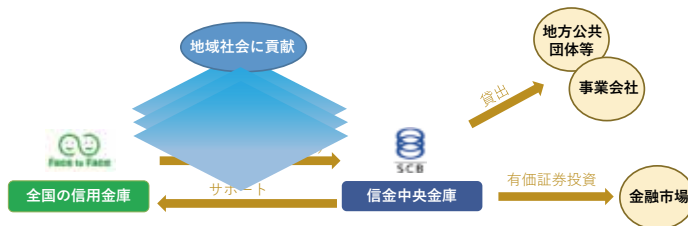
信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



機能

地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

概要(2023年3月末現在)

■証券コード	8421(東証上場)	■資金量	36兆円
■役員員数	1,258人	■拠点数	国内 14店舗 海外 6拠点

グループ紹介

金融の高度化、IT技術の進展などにより金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、信金中金自体の経営基盤の強化や信用金庫の業務・経営にかかるサポートを行うため、連結子会社9社と一体となって幅広い金融サービス業務を展開しています。

- 証券業務
しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株)
- 投資運用業務
しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 地域商社業務
しんきん地域創生ネットワーク(株)
※2021年7月設立・開業
- 投資・M&A仲介業務
信金キャピタル(株)
- 海外ビジネス支援業務
信金シンガポール(株)
※2021年2月設立・7月開業
- データ処理の受託業務等
(株)しんきん情報システムセンター
- 消費者信用保証業務
信金ギャランティ(株)
- 事務処理の受託業務等
信金中金ビジネス(株)

信用金庫業界のネットワーク(2023年3月末時点)

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、888万人を超える会員と160兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。



高鍋信用金庫の歌

作詞 松浦三
作曲 井手茂
編曲 日下部徳一郎

一、青空の光

はるか
黒汐の調べ
とどろく高鍋
協力の風
さわやかに
喜びの
輪をひろげ
遅しく
伸びて行く
ああわれらが
信用金庫

二、山脈の緑

ふかく
白百合の香
あふれる高鍋
誠実の詩
ほがらかに
幸の
手をつなぎ
弛みなく
励み行く
ああわれらが
信用金庫

三、文教の泉

きよく
伝統の誉
かがやく高鍋
開拓の道
ひとすじに
若き生命を
謳い
限りなく
栄え行く
ああわれらが
信用金庫

会計監査人による外部監査

当金庫は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による2022年4月1日から2023年3月31日までの第101期事業年度の決算に関する業務報告書(会計に関する部分に限る)、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び附属明細書(会計に関する部分に限る)について会計監査を受けました結果、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示している旨の監査報告をいただいております。

財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

2022年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2023年6月30日

高鍋信用金庫 理事長 板垣 衛

直近2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況を示す指標

〔業務粗利益及び業務粗利益率〕

(単位:千円)

	2021年度	2022年度
資金運用収支	3,480,400	3,581,519
資金運用収益	3,521,967	3,604,804
資金調達費用	41,567	23,285
役務取引等収支	△350,018	△380,138
役務取引等収益	280,082	265,887
役務取引等費用	630,101	646,026
その他の業務収支	129,566	△112,665
その他業務収益	179,858	102,880
その他業務費用	50,292	215,465
業務粗利益	3,259,947	3,088,715
業務粗利益率	1.14%	1.06%

※「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2021年度0千円、2022年度0千円)を控除して表示しております。

※業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔業務純益〕

(単位:千円)

	2021年度	2022年度
業務純益	383,728	358,736
実質業務純益	383,728	358,736
コア業務純益	293,461	497,939
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	255,818	495,601

(注)1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

〔資金運用勘定・調達勘定の平均残高〕

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回(%)	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
資金運用勘定	285,040	290,501	3,521,967	3,604,804	1.23	1.24
うち貸出金	107,184	108,753	2,547,165	2,582,469	2.37	2.37
うち預け金	61,999	59,320	57,254	93,905	0.09	0.15
うち有価証券	113,606	120,163	884,214	894,934	0.77	0.74
資金調達勘定	277,340	282,772	41,567	23,285	0.01	0.00
うち預金積金	277,164	282,772	38,685	20,486	0.01	0.00
うち借入金	0	0	0	0	-	-

※資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2021年度123百万円、2022年度129百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2021年度0百万円、2022年度0百万円)及び利息(2021年度0千円、2022年度0千円)を、それぞれ控除して表示してあります。

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔利鞘〕

(単位:%)

	2021年度	2022年度
資金運用利回	1.23	1.24
資金調達原価率	1.05	0.97
総資金利鞘	0.18	0.27

〔受取利息及び支払利息の増減〕

(単位:千円)

	2021年度			2022年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	57,801	△82,136	△24,335	65,893	16,782	82,675
うち貸出金	41,307	△66,095	△24,788	35,304	0	35,304
うち預け金	1,909	0	1,909	△2,402	39,053	36,651
うち有価証券	14,585	△16,041	△1,456	32,992	△22,272	10,720
支払利息	△13,771	0	△13,771	376	△18,575	△18,199
うち預金積金	△13,771	0	△13,771	376	△18,575	△18,199
うち借入金	0	0	0	0	0	0

※残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分してあります。

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔総資産利益率〕

(単位:%)

	2021年度	2022年度
総資産経常利益率	0.20	0.15
総資産当期純利益率	0.15	0.15

総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

〔預金科目別期中平残及び残高〕

(単位:百万円、%)

	2022年3月末日			2023年3月末日		
	期中平残	残高	残高構成比	期中平残	残高	残高構成比
預金・積金	277,164	278,020	100.00	282,772	281,686	100.00
当座預金	506	380	0.13	557	404	0.14
普通預金	118,864	119,803	43.09	125,793	125,942	44.71
貯蓄預金	35	36	0.01	32	32	0.01
通知預金	-	-	-	-	-	-
別段預金	665	1,517	0.55	697	1,202	0.43
納税準備預金	2	3	0.00	3	5	0.00
流動性預金計	120,076	121,742	43.79	127,084	127,587	45.29
定期預金	150,885	149,956	53.94	149,486	148,003	52.54
(うち固定金利預金)	150,720	149,792	53.88	149,463	147,991	52.53
(うち変動金利定期預金)	164	164	0.06	23	12	0.00
定期積金	6,203	6,321	2.27	6,201	6,094	2.16
定期性預金計	157,088	156,278	56.21	155,687	154,098	54.71

(注)譲渡性預金は期中平残・残高ともありません。

〔預金者別残高及び構成〕

(単位:百万円、%)

	2022年3月末日		2023年3月末日	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	221,788	79.77	223,895	79.48
一般法人	34,968	12.57	35,254	12.51
金融機関	198	0.07	320	0.11
公関	21,064	7.57	22,213	7.88
合計	278,020	100.00	281,685	100.00

(注)譲渡性預金は含んでおりません。



直近2事業年度における事業の状況

貸出金等に関する指標

〔貸出金平均残高〕

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
手形貸付	3,044	3,034
証書貸付	96,413	97,992
当座貸越	7,672	7,664
割引手形	54	62
合計	107,184	108,753

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔貸出金の担保別内訳〕

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
当金庫預金積金	590	522
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	16,812	17,074
その他	-	-
計	17,402	17,596
信用保証協会・信用保険	40,505	42,645
保証	18,674	18,703
信用	31,371	33,110
合計	107,954	112,055

〔貸出金残高〕

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
貸出金	107,954	112,055
変動金利	27,749	28,836
固定金利	80,205	83,219

〔債務保証見返の担保別内訳〕

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	160	131
その他	-	-
計	160	131
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	16	17
信用	498	340
合計	675	489

〔貸出金使途別残高〕

(単位:百万円、%)

		2021年度		2022年度	
		残高	構成比	残高	構成比
事業者	設備資金	30,573	28.32	31,895	28.46
	運転資金	24,704	22.88	25,539	22.79
個人	住宅資金	27,890	25.84	29,586	26.40
	消費性資金	24,508	22.70	24,668	22.01
その他		276	0.26	364	0.32
貸出金計		107,954	100.00	112,055	100.00

〔貸出金業種別内訳〕

(単位:百万円、%)

業種区分	2021年度			2022年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	111	1,896	1.75	112	1,772	1.6
農業、林業	395	2,134	1.97	416	2,528	2.3
漁業	17	1,499	1.38	18	997	0.9
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	0.00	1	2	0.0
建設業	462	5,407	5.00	471	5,338	4.8
電気、ガス、熱供給、水道業	74	1,831	1.69	71	1,711	1.5
情報通信業	6	12	0.01	11	75	0.1
運輸業、郵便業	35	762	0.70	37	649	0.6
卸売業、小売業	320	2,606	2.41	321	2,627	2.3
金融業、保険業	21	2,177	2.01	24	2,855	2.5
不動産業	257	12,575	11.64	283	14,421	12.9
物品賃貸業	2	130	0.12	4	144	0.1
学術研究、専門、技術サービス業	12	100	0.09	25	216	0.2
宿泊業	19	1,720	1.59	16	1,608	1.4
飲食業	209	1,763	1.63	216	1,963	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	127	1,330	1.23	141	1,277	1.1
教育、学習支援業	14	422	0.39	17	493	0.4
医療、福祉	57	1,604	1.48	72	1,932	1.7
その他のサービス	308	3,201	2.96	255	2,696	2.4
小計	2,447	41,181	38.14	2,511	43,312	38.7
地方公共団体	18	13,217	12.24	18	13,585	12.1
個人(住宅、消費、納税資金等)	24,755	53,555	49.60	23,829	55,156	49.2
合計	27,220	107,954	100.00	26,358	112,055	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

〔預貸率〕

(単位:%)

	2021年度	2022年度
期末預貸率	38.83	39.78
期中平均預貸率	38.67	38.45

(注)1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

有価証券に関する指標

〔商品有価証券〕

○所有しておりません。

〔有価証券の種類別残高〕

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
国債	23,884	20,284
地方債	26,616	24,723
短期社債	—	—
社債	38,307	40,275
株式	351	355
外国証券	19,685	20,185
その他の証券	8,981	7,950
合計	117,826	113,775

〔有価証券の種類別平均残高〕

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
国債	22,135	24,097
地方債	27,833	25,859
短期社債	—	—
社債	37,178	40,154
株式	67	359
外国証券	18,174	20,702
その他の証券	8,218	8,990
合計	113,606	120,163

〔有価証券の残存期間別残高〕2021年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	3,725	5,171	1,569	—	—	13,417	—	23,884
地方債	2,218	4,299	2,769	2,976	4,533	9,818	—	26,616
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,674	5,648	4,254	5,867	11,511	8,349	—	38,307
株式	—	—	—	—	—	—	351	351
外国証券	1,304	2,704	2,301	3,455	6,494	3,426	—	19,685
その他の証券	—	556	1,552	373	1,305	189	5,003	8,981

〔有価証券の残存期間別残高〕2022年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	2,311	3,366	0	0	0	14,607	0	20,284
地方債	2,333	2,993	2,786	4,622	2,903	9,087	0	24,724
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	2,046	5,242	7,390	8,524	9,051	8,023	0	40,275
株式	0	0	0	0	0	0	356	356
外国証券	1,500	3,292	3,349	3,481	5,183	3,380	0	20,186
その他の証券	0	1,032	937	161	916	96	4,808	7,951

〔預証率〕

(単位:%)

	2021年度	2022年度
期末預証率	42.38	40.39
期中平均預証率	40.99	42.49

(注)1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。



SDGs私募債贈呈式



たかしんあおぞら会パークゴルフ大会

直近2事業年度における財産の状況

〈単体〉

【貸借対照表】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	2021年度 2022年3月31日	2022年度 2023年3月31日		2021年度 2022年3月31日	2022年度 2023年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,518	3,441	預金積金	278,020	281,686
預け金	57,451	58,747	当座預金	380	404
買入手形	—	—	普通預金	119,803	125,942
コールローン	—	—	貯蓄預金	36	32
買現先勘定	—	—	通知預金	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	定期預金	149,956	148,003
買入金銭債権	1,292	1,036	定期積金	6,321	6,094
金銭の信託	—	—	その他の預金	1,521	1,207
商品有価証券	—	—	譲渡性預金	—	—
有価証券	117,826	113,775	借入金	—	—
国債	23,884	20,284	借入金	—	—
地方債	26,616	24,723	債券貸借取引受入担保金	—	—
短期社債	—	—	コマーシャルペーパー	—	—
社債	38,307	40,275	外国為替	—	—
株式	351	355	その他負債	534	501
その他の証券	28,667	28,136	未決済為替借	51	57
貸出金	107,954	112,055	未払費用	73	81
割引手形	60	65	給付補填備金	1	—
手形貸付	3,312	3,371	未払法人税等	8	8
証書貸付	96,774	100,898	前受収益	69	63
当座貸越	7,806	7,720	払戻未済金	31	20
外国為替	—	—	払戻未済持分	31	2
その他資産	1,745	1,721	職員預り金	153	150
未決済為替貸	43	48	リース債務	15	11
信金中金出資金	1,144	1,144	その他の負債	98	104
前払費用	10	5	賞与引当金	88	85
未収収益	351	375	役員賞与引当金	—	—
その他の資産	195	146	退職給付引当金	—	—
有形固定資産	4,190	4,028	役員退職慰労引当金	76	66
建物	2,665	2,584	睡眠預金払戻損失引当金	49	33
土地	1,315	1,298	偶発損失引当金	19	18
リース資産	12	9	繰延税金負債	112	80
建設仮勘定	29	—	再評価に係る繰延税金負債	9	9
その他の有形固定資産	166	135	債務保証	675	489
無形固定資産	75	60	負債の部合計	279,586	282,971
ソフトウェア	65	50	(純資産の部)		
のれん	—	—	出資金	2,071	2,048
リース資産	—	—	普通出資金	2,071	2,048
その他の無形固定資産	9	9	優先出資金	—	—
前払年金費用	877	909	優先出資金申込証拠金	—	—
繰延税金資産	—	—	資本剰余金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	利益剰余金	12,707	13,102
債務保証見返	675	489	利益準備金	1,950	2,050
貸倒引当金	△1,403	△1,363	その他利益剰余金	10,757	11,052
(うち個別貸倒引当金)	(△1,355)	(△1,303)	特別積立金	9,745	9,980
			(経営強化準備積立金)	(3,500)	(3,800)
			当期末処分剰余金	1,012	1,072
			当期末処理損失金	—	—
			処分未済持分	△15	△19
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資金申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	14,763	15,131
			その他有価証券評価差額金	△155	△3,210
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	9	9
			評価・換算差額等合計	△145	△3,200
資産の部合計	294,205	294,902	純資産の部合計	14,618	11,930
			負債及び純資産の部合計	294,205	294,902

〈貸借対照表の注記〉

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によりおこなっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を)採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は483百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末において、年金資産見込額が、退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用として計上しております。
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
なお、当金庫は前払年金費用に909百万円計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(2022年3月31日現在)
年金資産の額 1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 1,807,426百万円
最低責任準備金の額との合計額
差引額 △66,857百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2022年3月31日現在)
0.2256%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であり、
本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金40百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は10百万円あります。なお、金銭債務はありません。
- 子会社株式等の総額は4百万円あります。
- 子会社等に対する金銭債務総額は13百万円あります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は2,588百万円あります。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

直近2事業年度における財産の状況

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」の中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国証券、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸付借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,698百万円
危険債権額	721百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	419百万円
合計額	2,839百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は65百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	300百万円
担保資産に対応する債務	
別段預金	107百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預け金6,000百万円、収納取扱担保として定期預け金2百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は4百万円であります。

22. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1999年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法	

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出してあります。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額62百万円。

23. 出資1口当たりの純資産額は293円96銭であります。

24. 当金庫の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転して時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は280百万円であります。

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、それらのリスクに加え為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部資産査定グループがチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち株式、債券、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間240営業日)により算出しており、

2023年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,443百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提等条件によった場合、該当価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	58,747	58,992	244
(2)買入金銭債権	1,036	1,035	△0
(3)有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	400	402	2
その他有価証券	113,054	113,054	—
(4)貸出金(*1)	112,055	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,354	—	—
	110,701	115,215	4,514
金融資産計	283,939	288,700	4,761
(1)預金積金(*1)	281,686	281,315	△371
金融負債計	281,686	281,315	△371

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TONA、スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は内部格付・期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28から29に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フ

ローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップ)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、市場金利(TONA、スワップ)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式等(*1)	4
非上場株式(*1)	321
信金中金出資金(*1)	1,144
合 計	1,469

(*1) 子会社株式等、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	17,001	25,000	7,500	3,500
買入金銭債権	54	982	—	—
有価証券	8,208	30,798	35,713	36,959
満期保有目的の債券	—	200	200	—
その他有価証券のうち満期があるもの	8,208	30,598	35,513	36,959
貸出金(*2)	16,413	36,303	25,362	24,404
合 計	41,676	93,084	68,575	64,863

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金	236,912	37,626	1	7,146
合 計	236,912	37,626	1	7,146

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が超えるもの	株式	—	—	—
	債券	200	201	1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	200	201	1
	その他	200	200	0
	小 計	400	402	2

直近2事業年度における財産の状況

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		400	402	2

その他の有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	25,506	24,903	602
	国債	7,862	7,635	226
	地方債	7,862	7,643	218
	短期社債	—	—	—
	社債	9,781	9,623	157
	その他	4,016	3,811	205
	小 計	29,522	28,714	807
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	34	38	△3
	債券	59,576	62,080	△2,504
	国債	12,421	13,257	△835
	地方債	16,860	17,563	△702
	短期社債	—	—	—
	社債	30,293	31,259	△965
	その他	23,920	25,430	△1,510
	小 計	83,531	87,550	△4,018
合 計	113,054	116,264	△3,210	

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	1,311	11	—
国債	1,008	8	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	302	2	—
その他	2,158	137	△56
合 計	3,469	148	△56

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,561百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のものが16,784百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	491 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	17
競売配当金益金算入額	11
賞与引当金損金算入限度超過額	23
減損損失	61
繰越欠損金	447
その他有価証券評価差額金	888
その他	83
繰延税金資産小計	2,023
評価性引当額	△ 1,852
繰延税金資産合計	171
繰延税金負債	
前払年金費用	251
繰延税金負債合計	251
繰延税金資産(負債)の純額	(△ 80) 百万円

32. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,363百万円

貸倒引当金の算出方法は、注記7に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の 将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえたうえで、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、継続的な感染症対策等により、今後徐々に和らぎ、景気は緩やかに回復していくと仮定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

33. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適応指針」(2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【損益計算書】

(単位:千円)

	2021年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	2022年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	4,230,495	4,104,614
資金運用収益	3,521,967	3,604,804
貸出金利息	2,547,165	2,582,469
預け金利息	57,254	93,905
有価証券利息配当金	884,214	894,934
その他の受入利息	33,332	33,494
役務取引等収益	280,082	265,887
受入為替手数料	107,133	91,617
その他の役務収益	172,949	174,270
その他業務収益	179,858	102,800
外国為替売買益	912	890
国債等債券売却益	139,958	74,775
国債等債券償還益	601	1,485
その他の業務収益	38,387	25,648
その他経常収益	248,586	131,121
貸倒引当金戻入益	107,825	16,436
償却債権取立益	12,131	9,282
株式等売却益	123,332	73,876
金銭の信託等運用益	-	-
その他の経常収益	5,296	31,526
経常費用	3,626,020	3,640,821
資金調達費用	41,567	23,285
預金利息	37,747	19,845
給付補填備金繰入額	938	640
その他の支払利息	2,881	2,799
役務取引等費用	630,101	646,026
支払為替手数料	49,006	42,824
その他の役務費用	581,095	603,202
その他業務費用	50,292	215,465
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	5,730	56,400
国債等債券償還損	44,562	159,064
国債等債券償却	-	-
経費	2,893,809	2,741,768
人件費	1,744,430	1,679,158
物件費	1,026,364	901,111
税金	123,014	161,498
その他経常費用	10,249	14,274
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	934	6,422
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	55
その他の経常費用	9,314	7,797
経常利益	604,474	463,793
特別利益	52	97
固定資産処分益	52	97
その他の特別利益	-	-
特別損失	118,296	26,975
固定資産処分損	86,923	0
減損損失	20,719	19,325
その他の特別損失	10,654	7,650
税引前当期純利益	486,229	436,914
法人税、住民税及び事業税	16,468	12,642
過年度法人税、住民税及び事業税	-	-
法人税等調整額	13,240	△31,916
法人税等合計額	29,709	△19,274
当期純利益	456,520	456,189
繰越金(当期首残高)	556,398	616,092
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	1,012,919	1,072,281

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額は1,320千円であります。
- 子会社との取引による費用総額は92,831千円であります。
- 出資1口当たり当期純利益金額は11円04銭であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 営業キャッシュ・フローの低下や地価の下落、店舗移転の施策等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
資産のグルーピングの方法は、原則として営業店単位とし、本部等については共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。
減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

地 区	主な用途	種 類	減損損失額(千円)
宮 崎 地 区	営業店舗1か所	土地	16,394
宮 崎 地 区	営業店舗1か所	建物	2,930
合 計			19,325

直近2事業年度における財産の状況

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	2021年度	2022年度
特別積立金取崩額	65,000,000	—
利益準備金限度超過取崩額	—	1,585,750
当期末処分剰余金	1,077,919,321	1,072,281,917
剰余金処分額	461,826,484	520,447,224
利益準備金	100,000,000	0
普通出資に対する配当金	61,826,484	20,447,224
特別積立金	300,000,000	500,000,000
(うち経営強化準備積立金)	(300,000,000)	(500,000,000)
繰越金(当期末残高)	616,092,837	553,420,443

その他の経営効率

〔一店舗及び役職員一人当たりの預金・貸金の残高及び期中平均残高〕

(単位:百万円)

区分		2021年度	2022年度	
店舗数		24店舗	24店舗	
役員数	期末人員	247	230	
	期中平均人員	277	252	
預金	一店舗当たり	期末残高	11,584	11,736
		期中平均残高	11,548	11,782
	一人当たり	期末残高	1,125	1,224
		期中平均残高	1,000	1,122
貸出金	一店舗当たり	期末残高	4,498	4,668
		期中平均残高	4,466	4,531
	一人当たり	期末残高	437	487
		期中平均残高	386	431

〔経費率〕

(単位:%)

区分	2021年度	2022年度
経費率	1.03	0.96
(人件費率)	(0.62)	(0.58)
(物件費率)	(0.37)	(0.31)

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2021年度	67	47	—	68	47
	2022年度	47	59	—	47	59
個別貸倒引当金	2021年度	1,447	1,355	3	1,443	1,355
	2022年度	1,355	1,303	24	1,331	1,303
合計	2021年度	1,515	1,403	3	1,511	1,403
	2022年度	1,403	1,363	24	1,378	1,363

貸出金償却

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
償却額	0	6

2023年6月29日開催の第101回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a) -(c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2021年度	1,842	1,842	620	1,222	100.00%	100.00%
	2022年度	1,698	1,698	525	1,172	100.00%	100.00%
危険債権	2021年度	630	532	399	133	84.47%	57.70%
	2022年度	721	599	468	130	83.04%	51.69%
要管理債権	2021年度	436	145	130	14	33.29%	4.76%
	2022年度	419	158	138	19	37.68%	6.97%
三月以上延滞債権	2021年度	18	18	18	-	100.00%	-
	2022年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2021年度	417	126	112	14	30.34%	4.76%
	2022年度	419	158	138	19	37.68%	6.97%
小 計 (A)	2021年度	2,909	2,520	1,150	1,370	86.63%	77.89%
	2022年度	2,839	2,455	1,132	1,323	86.48%	77.51%
正常債権 (B)	2021年度	105,840					
	2022年度	109,825					
総与信残高(A)+(B)	2021年度	108,749					
	2022年度	112,664					
開示債権比率	2021年度	2.68%					
	2022年度	2.52%					

(注)単位未満切り捨てのため合計が一致しない欄があります。

■用語の説明

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

直近2事業年度における財産の状況

有価証券の時価及び評価損益

(1)有価証券

満期保有目的の有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	2021年度					2022年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—	200	201	1	1	0
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	200	201	1	1	0
その他	—	—	—	—	—	200	200	0	0	0
合計	—	—	—	—	—	400	402	2	2	0

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期日末における償却原価に基づいています。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	2021年度					2022年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	359	351	△7	0	7	359	355	△3	0	3
債券	88,548	88,807	259	1,053	793	86,984	85,082	△1,901	602	2,504
国債	23,821	23,884	62	383	321	20,893	20,284	△609	226	835
地方債	26,376	26,616	239	411	171	25,207	24,723	△483	218	702
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	38,350	38,307	△42	258	301	40,883	40,075	△808	157	965
その他	29,074	28,667	△406	380	787	29,241	27,936	△1,305	205	1,510
合計	117,982	117,826	△155	1,434	1,589	116,585	113,375	△3,210	807	4,018

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期日末における市場価格等に基づいています。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式等	4	4
非市場株式	321	321
信金中金出資金	1,144	1,144
合計	1,469	1,469



たかしんフィランソロピー(西諸地区)



たかしんフィランソロピー(県北地区)

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

(1) 自己資本の構成に関する事項

項 目	2021年度	2022年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,702	15,111
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,071	2,048
うち、利益剰余金の額	12,707	13,102
うち、外部流出予定額(△)	61	20
うち、上記以外に該当するものの額	△15	△19
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	47	59
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	47	59
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,750	15,170
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	75	60
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	29	68
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	634	657
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	740	786
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,009	14,384
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	105,484	99,494
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,010	△795
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△304	△302
うち、上記以外に該当するものの額	1,314	△492
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,123	6,067
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	111,607	105,562
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	12.55%	13.62%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 単体における事業年度の開示事項

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2021年度		2022年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計*1	103,088	4,123	97,226	3,889
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー*2	98,171	3,926	94,573	3,782
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	50	2	50	2
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	33	1	23	-
我が国の政府関係機関向け	1,120	44	1,081	43
地方三公社向け	232	9	188	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,154	526	13,513	540
法人等向け	21,096	843	22,117	884
中小企業等向け及び個人向け	33,656	1,346	26,157	1,046
抵当権付住宅ローン	2,755	110	2,187	87
不動産取得等事業向け	11,437	457	13,087	523
3ヵ月以上延滞等	191	7	119	4
取立未済手形	8	0	-	-
信用保証協会等による保証付	372	14	379	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	359	14	359	14
出資等のエクスポージャー	359	14	359	14
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	13,699	547	15,307	612
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,286	291	6,779	271
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	1,578	63
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	180	7	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	298	11
上記以外のエクスポージャー	6,232	249	6,650	266
②証券化エクスポージャー*3	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー*4	4,011	160	3,526	141
ルック・スルー方式	4,011	160	3,526	141
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,010	40	△795	△31
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△304	△12	△302	△12
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	8	224	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オフバランス項目(派生商品取引等)	2,396	95	2,268	90
ハ.オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	6,123	244	6,067	242
二.単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	111,607	4,464	105,562	4,222

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスクを算定しています。

＜オペレーショナルリスク(基礎的手法)の算定方法＞	
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度		
地域区分 業種区分 期間区分										
国 内	263,311	266,309	108,750	112,664	90,448	88,844	—	—	1,102	998
国 外	18,052	18,752	0	0	18,052	19,151	—	—	0	0
地 域 別 合 計	281,364	285,061	108,750	112,664	108,500	108,036	—	—	1,102	998
製 造 業	11,050	13,587	2,144	1,986	8,905	11,601	—	—	8	2
農 業・林 業	3,525	3,861	3,475	3,860	50	—	—	—	0	—
漁 業	1,611	1,129	1,611	1,129	—	—	—	—	2	17
鉱 業	205	4	5	4	200	—	—	—	0	—
建 設 業	8,284	8,218	7,330	7,164	953	1,053	—	—	1	5
電気・ガス・熱供給・水道業	4,594	4,693	1,995	1,894	2,599	2,798	—	—	0	—
情 報 通 信 業	1,824	1,692	25	81	1,799	1,599	—	—	0	—
運 輸 業	5,193	4,988	924	830	4,257	4,157	—	—	0	—
卸売業・小売業	5,932	6,050	3,232	3,245	2,500	2,804	—	—	0	24
金 融 ・ 保 険 業	20,516	80,161	2,361	3,026	18,155	19,953	—	—	0	—
不 動 産 業	72,386	18,387	13,231	15,137	2,650	2,949	—	—	26	—
各 種 サ ー ビ ス	14,194	13,870	13,262	13,236	632	632	—	—	1,030	959
国・地方公共団体等	79,019	77,498	13,222	13,588	65,795	60,484	—	—	0	—
個 人	49,509	47,477	45,933	47,477	—	—	—	—	35	13
そ の 他	3,519	3,441	0	0	—	—	—	—	0	—
業 種 別 合 計	281,364	285,061	108,750	112,664	108,500	108,036	—	—	1,102	998
1 年 以 下	41,257	35,183	8,335	9,920	8,520	8,208	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	49,966	49,468	9,883	10,218	14,928	14,912	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	19,704	24,721	11,084	9,690	8,001	13,585	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	19,881	29,927	10,013	10,189	9,748	16,738	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	41,628	43,751	20,341	21,720	19,287	17,731	—	—		
10 年 超	97,763	90,969	48,748	50,610	48,014	36,859	—	—		
期間の定めのないもの	11,165	11,037	345	314	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	281,364	285,061	108,750	112,664	108,500	108,036	—	—		

- (注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 具体的には現金・投資信託・金銭の信託が含まれます。
 4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(38ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」参照)

■ 単体における事業年度の開示事項

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
製 造 業	79	81	2	3	81	84	—	—
農 業 ・ 林 業	0	1	1	3	1	4	—	—
漁 業	38	13	△25	△5	13	8	—	4
鉱 業	—	0	0	0	0	0	—	—
建 設 業	106	7	△99	14	7	21	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	0	0	0	0	0	—	—
情報通信業	—	0	0	0	0	0	—	—
運 輸 業	—	0	0	3	0	3	—	—
卸売業・小売業	72	75	3	2	75	77	—	—
金融・保険業	—	0	0	0	0	0	—	—
不 動 産 業	85	78	△7	△4	78	74	—	—
各種サービス	968	1,008	40	△19	1,008	989	—	25
国・地方公共団体等	—	0	0	0	0	0	—	—
個 人	96	92	△4	5	92	97	—	—
合 計	1,447	1,355	△92	△8	1,355	1,363	—	30

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2021年度		2022年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	84,086	0	79,974
10%	300	14,463	0	14,039
20%	8,345	61,648	42,802	63,403
35%	—	8,023	0	4,479
50%	45,954	1,800	21,636	1,530
75%	—	27,831	0	28,216
100%	3,844	22,248	3,592	23,046
150%	178	38	199	14
200%	—	—	0	0
250%	2,711	89	2,510	58
合 計		281,566		285,503

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		—	—	—	—	—	—

(注) 1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

		2021年度		2022年度	
与信相当額の算出に用いる方式		カレントエクスポージャー方式		カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額		3		1	
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減方法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額		—		—	
		担保による信用リスク削減方法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減方法の効果を勘案する後の与信相当額	
		2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
①派生商品取引合計	(i)外国為替関連取引	669	749	669	749
	(ii)金利関連取引	350	397	350	397
	(iii)株式関連取引	21	30	21	30
	(iv)その他コモディティ関連取引	32	56	32	56
	(v)クレジットデリバティブ	—	0	—	0
②長期決済期間取引		265	265	265	265
合 計		669	749	669	749

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

オリジネーターに該当する証券化エクスポージャーは取り扱っておりません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2021年度		2022年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) 債券	—	—	—	—
(ii) 投資信託	—	—	—	—
(iii) 買入金銭債権	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	2021年度		2022年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) 債券	—	—	—	—
(ii) 投資信託	—	—	—	—
(iii) 買入金銭債権	—	—	—	—

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2021年度		2022年度		2021年度		2022年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
10%	0	—	0	—	0	—	0	—
20%	0	—	0	—	0	—	0	—
50%	0	—	0	—	0	—	0	—
100%	0	—	0	—	0	—	0	—
200%	0	—	0	—	0	—	0	—
350%	0	—	0	—	0	—	0	—
1,250%	0	—	0	—	0	—	0	—
合計	0	—	0	—	0	—	0	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2021年度		2022年度		2021年度		2022年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

■ 単体における事業年度の開示事項

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上場株式等	2021年度	—	—	384	388	3	11	7
	2022年度	—	—	384	431	47	51	△4
非上場株式等	2021年度	—	—	1,469	1,469	0	0	0
	2022年度	—	—	1,469	1,469	0	0	0
合 計	2021年度	—	—	384	388	3	11	7
	2022年度	—	—	1,853	1,900	47	51	△4

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2021年度	2022年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	8,632	7,539
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB : 金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,249	10,168	296	234
2	下方パラレルシフト	△9,801	△9,597	59	24
3	スティープ化	7,956	7,996		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,249	10,168	296	234
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	14,384		14,009	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

II. 連結における事業年度の開示事項

(1)自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(単位:百万円)

会社名	所要自己資本を下回った額
該当ございません	

子会社等の状況

[有限会社高信ビジネス・サービス]

所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673	広告、宣伝、調査等業務	2002年2月1日	300万円	100%

当金庫では、子会社は当金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記の通りであります。

記

下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺しております。

(単位:百万円)

資産基準=子会社の総資産額の合計額/当金庫の総資産額及び連結子会社の総資産額の合計額

$$\frac{36}{294,902 + 36} = 0.012\%$$

経常収益基準=子会社の売上高の合計額/当金庫の売上高の合計額及び連結子会社の売上高の合計額

$$\frac{92}{4,104 + 92} = 2.033\%$$

利益基準=子会社の当期純利益のうち持分の合計額/当金庫の当期純損益の額及び連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{1.0}{456 + 1.0} = 0.239\%$$

利益剰余金基準=子会社の利益剰余金のうち持分の合計額/当金庫の利益剰余金及び連結子会社の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{30}{13,102 + 30} = 0.235\%$$

■ 連結における事業年度の開示事項

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2021年度	2022年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,731	15,162
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,071	2,048
うち、利益剰余金の額	12,737	13,153
うち、外部流出予定額(△)	61	20
うち、上記以外に該当するものの額	△15	△19
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	47	59
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	47	59
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,779	15,222
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	75	60
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	29	68
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	634	657
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	740	786
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,039	14,435
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	105,503	99,512
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	706	△799
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、退職給付に係る資産	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△304	△302
うち、上記以外に該当するものの額	1,010	△496
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,218	6,136
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	111,721	105,649
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)÷(ニ))	12.56	13.66

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

(3)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2021年度		2022年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※1	103,106	4,124	97,244	3,889
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	98,190	3,927	94,594	3,783
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	50	2	50	2
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	33	1	23	0
我が国の政府関係機関向け	1,120	44	1,081	43
地方三公社向け	232	9	188	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,154	526	13,513	540
法人等向け	21,096	843	22,117	884
中小企業等向け及び個人向け	33,656	1,346	26,157	1,046
抵当権付住宅ローン	2,755	110	2,187	87
不動産取得等事業向け	11,437	457	13,087	523
3か月以上延滞等	191	7	119	4
取立未済手形	8	0	-	-
信用保証協会等による保証付	372	14	379	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	359	14	359	14
出資等のエクスポージャー	359	14	359	14
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	13,718	548	15,328	613
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,286	291	6,779	271
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	1,578	63
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	180	7	3	0
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	298	11
上記以外のエクスポージャー	6,251	250	6,668	266
②証券化エクスポージャー※3	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産				
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	4,011	160	3,526	141
ルック・スルー方式	4,011	160	3,526	141
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,010	40	△799	△31
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△304	△12	△302	△12
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	8	224	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オフバランス項目(派生商品取引等)	2,396	95	2,268	90
ハ.オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	6,218	248	6,136	245
二.連結総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	111,721	4,468	105,649	4,225

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除き並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナルリスクを算定しています。

<オペレーショナルリスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

〈単体〉

	頁
一. 自己資本の構成に関する事項	41
二. 自己資本の充実度に関する事項	42
三. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	43
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	44
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	44
四. 信用リスク削減手法に関する事項	44
五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	44
六. 証券化エクスポージャーに関する事項	45
イ. オリジネーターの場合	45
ロ. 投資家の場合	45
七. 出資等エクスポージャーに関する事項	46
八. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	46
九. 金利リスクに関する事項	46

〈連結〉

一. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	47
二. 自己資本の構成に関する事項	48
三. 自己資本の充実度に関する事項	49

定性的な開示事項

一. 当金庫の自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。

2022年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基礎項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

二. 当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。収支計画については、利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて高いものであります。

三. 信用リスクに関する項目

① リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の信用状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、大口与信先については、必要に応じ常勤理事会で経営陣による審議を行っております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

② リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

四. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢で取組んでおりますが、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続については金庫が定める「事務手続書」及び「担保徵求事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ宮崎県信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続

書」や各種約定書等に基づき適切な取扱いに努めております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

五.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、お客さまとの派生商品取引はなく、投資信託への投資において、その一部に本件に係る取引残高があるのみです。投資信託への投資に係るリスク管理は、当金庫が定める運用方針に基づき、適切な運用・管理を行っております。なお、長期決済期間取引は行っておりません。

六.証券化エクスポージャーに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握しております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

②証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

④証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

七.オペレーショナル・リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に各種リスクの分析を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務手続書」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢に努めております。

リスク計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣により理事会等において報告する態勢を整備しております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

八.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、ALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的にALM委員会に報告するとともに経営陣にも報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

九.銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(ΔEVEによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーピング化、ΔNIIによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などの計測を行い、

信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況

リスク管理委員会等で協議・検討し、経営陣へ報告を行うなど、当金庫が抱える金利リスクに応じた適切な管理体制を構築しております。金利リスク計測の頻度は、毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しております。

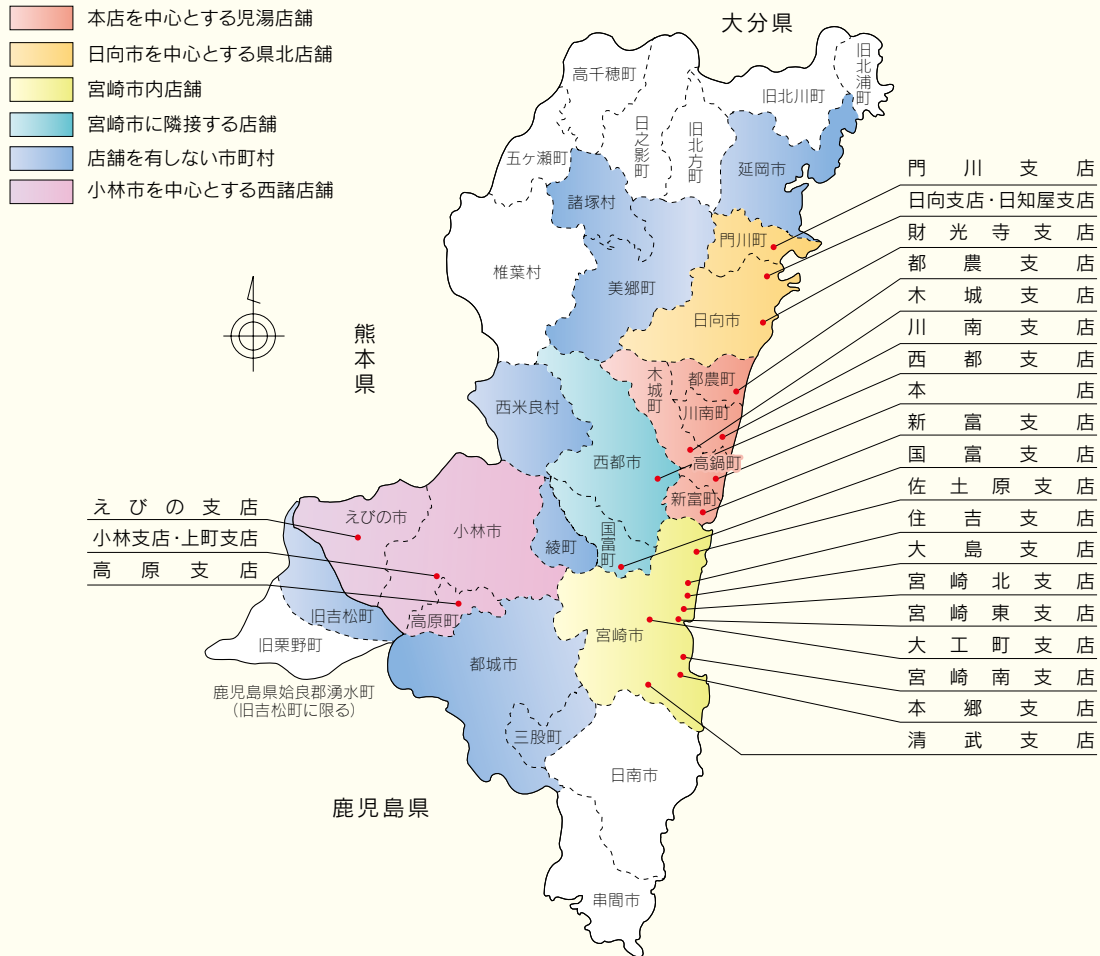
②金利リスクの算定方法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - (c) 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、 Δ EVEは通貨間の合算において正負に拘らずそのまま単純合算し、 Δ NIIは正となる通貨のみを単純合算しています。なお、金利リスクの合算において、 Δ EVEは異通貨金利間の相関を考慮しています。
 - (f) スプレッドに関する前提
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。
 - (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
 - (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2023年3月末の Δ EVEで計測した金利リスクは、前年度と同様に上方パラレルシフトにおいて最大となり、 Δ EVE最大値は前年度比増加しています。また、 Δ NIIで計測した金利リスクは、前年度と同様に上方パラレルシフトにおいて最大となり、 Δ NII最大値は前年度比増加しています。
 - (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト結果と監督上の基準値を比較することで、金利リスクの水準を認識しています。
- B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- (a) 金利ショックに関する説明
 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例やシナリオに基づく金利変動としています。
 - (b) 金利ショック計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)
当金庫では、リスク資本配賦運営により、金利リスク等の市場リスク量に対しリスク限度額を設定し管理することで、健全性の確保に努めております。また、市場取引については、市場リスク量の管理に加え、残高による種類別運用上限枠や時価評価下落率によるアラームポイントなども設定しており、リスクのコントロールを行っています。

用語解説

証券化エクスポージャー 金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産のことを言います。	リスクウェイト 債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
信用リスク削減手法 金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。	オリジネーター 原資産の所有者のことを言います。
金利リスク 市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことを言います。	適格格付機関 金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のことで、金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関5社を適格格付機関に定めています。
オペレーショナル・リスク 金庫の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのこと。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、保有するお客様情報が外部に漏えいすることで、信用が失墜し損失を被る個人情報漏えいリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、以上のどのリスクにも属さない物理的な損傷や人材の逸失などを含めたその他のリスクがあります。	エクスポージャー 一般的には、金融の国際化やデリバティブ取引の拡大で、貸付金・有価証券投資・信用供与・為替などリスクも多様になり、これらリスクに晒されていて損失が起り得る投資のことを総称してエクスポージャーと呼びます。
ALM ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理のことであり、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法のことで、	リスク・アセット リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことで、
VaR VaR(Value at Risk)とは、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るか、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値のことで、	クレジットポリシー 与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものです。

営業店舗一覽



■ 本店	児湯郡高鍋町大字高鍋町673番地 TEL.0983-22-2222 FAX.22-5473
■ 新富支店	児湯郡新富町富田二丁目91番地 TEL.0983-33-2222 FAX.33-5236
■ 木城支店	児湯郡木城町大字高城1235番地5 TEL.0983-32-2222 FAX.32-2497
■ 川南支店	児湯郡川南町大字川南17701番地53 TEL.0983-27-2222 FAX.27-2017
■ 都農支店	児湯郡都農町大字川北4601番地2 TEL.0983-25-2222 FAX.25-3069
■ 日向・日知屋支店	日向市鶴町二丁目2番 FAX.52-3651 日向支店 TEL.0982-53-2222 日知屋支店 TEL.0982-53-7800
■ 佐土原支店	宮崎市佐土原町松小路5番地1 TEL.0985-73-2222 FAX.73-3600
■ 宮崎北支店	宮崎市神宮東一丁目5番25号 TEL.0985-26-2222 FAX.29-1220
■ 住吉支店	宮崎市大字島之内7156番地1 TEL.0985-39-2222 FAX.39-2689
■ 宮崎東支店	宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地の3 TEL.0985-28-2222 FAX.26-8579
■ 西都支店	西都市大字妻1677番地1 TEL.0983-42-2222 FAX.42-3349

■ 財光寺支店	日向市大字財光寺248番地1 TEL.0982-54-2222 FAX.52-1697
■ 宮崎南支店	宮崎市恒久二丁目15番地19 TEL.0985-51-2222 FAX.52-6813
■ 国富支店	東諸県郡国富町大字本庄1954番地8 TEL.0985-75-2262 FAX.75-8895
■ 門川支店	東臼杵郡門川町西米町一丁目2番3 TEL.0982-63-5800 FAX.63-6706
■ 大工町支店	宮崎市松橋二丁目176番地1 TEL.0985-26-2240 FAX.26-2197
■ 本郷支店	宮崎市大字本郷南方字石原2101番地1 TEL.0985-56-5411 FAX.56-3934
■ 清武支店	宮崎市清武町西新町10番地7 TEL.0985-85-6333 FAX.85-5599
■ 大島支店	宮崎市阿波岐原町火切塚1459番地3 TEL.0985-27-2266 FAX.27-6200
■ 小林・上町支店	小林市細野2258番地1 FAX.23-4751 小林支店 TEL.0984-23-3181 上町支店 TEL.0984-23-7111
■ 高原支店	西諸県郡高原町大字西麓989番地3 TEL.0984-42-1050 FAX.42-4906
■ えびの支店	えびの市大字栗下167番地3 TEL.0984-35-1011 FAX.25-4061

■ 店舗外自動機コーナー

地区	設置場所	住 所	平日	土曜日	日曜・祝日
日向児湯西都地区	イオン日向店	日向市大字日知屋字古田町61-1	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	高鍋町役場	児湯郡高鍋町大字上江8437	9:30~17:00	休止	休止
	ホームワイド高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋2100-45	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	県民生協コープ高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋5036	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	うめこうじ西都店	西都市旭町1-23	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	国道10号線川南出水店	川南町大字川南13589-6	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宮崎地区	宮崎県庁	宮崎市橋通東2-10-1(県庁新館1階玄関ホール)	9:00~18:00	休止	休止
	宮崎市役所	宮崎市橋通西1-1-1(市役所本庁1階市民課コピー)	9:00~17:00	休止	休止
	イオン宮崎SC	宮崎市新別府町江口862-1	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	宮崎駅	宮崎市錦町107-4(宮崎駅ビル1階快適市場内)	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	宮交シティ	宮崎市大淀4-6-28(宮交シティ1階西側)	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	うめこうじ佐土原本店	宮崎市佐土原町下田島9922-3	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	県民生協コープ佐土原店	宮崎市佐土原町下那珂中溝2711	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	宮崎マルショク新名爪	宮崎市新名爪二月田1836	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	コープ宮崎柳丸店	宮崎市柳丸町16-2	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	フェニックスガーデンうきのじょう店	宮崎市柳丸町150他	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
小林えびの西諸地区	小林市役所	小林市細野300	9:00~18:00	休止	休止
	タイヨーえびの店	えびの市原田3216-1	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	サンキュー小林	小林市大字堤3005番12	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	希望の店 野尻店	小林市野尻町東麓1066	9:00~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	希望の店	西諸県郡高原町大字西麓625-15	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	須木商工会館	小林市須木中原1728	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	小林通町店	小林市細野1597	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
セブン銀行			平日・祝日 00:00~24:00	土曜日 00:00~24:00	日曜日 8:00~24:00 祝日 0:00~24:00
ローソン銀行			平日・祝日 00:00~24:00	土曜日 00:00~22:00	日曜日 8:00~24:00 祝日 0:00~24:00



令和5年度入庫式

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

	頁
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	2
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	2
ハ. 事務所の名称及び所在地	53
2. 金庫の主要な事業の内容	14~15
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	3
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	3
(1) 経常収益 (2) 経常利益 (3) 当期純利益 (4) 出資総額及び出資総口数 (5) 純資産額	
(6) 総資産額 (7) 預金積金残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率	
(11) 出資に対する配当金 (12) 役員数 (13) 職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	28
(2) 預金に関する指標	29
(3) 貸出金等に関する指標	30
(4) 有価証券に関する指標	31
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	20~21
ロ. 法令遵守の体制	25
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6~10
ニ. 金融ADR制度への対応	25
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	32~38
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)	39
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	41~46
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	40
ホ. 貸出金償却の額	38
ヘ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について	
会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	27
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	16
※ 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	27

II. 連結(信用金庫法施行規則第133条における規定)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	47~49
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	47

まごころのおつきあい

たかしん



高鍋信用金庫

宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673
TEL.0983-32-0693 FAX.0983-23-3527
<http://www.takanabe-shinkin.jp>



本誌の印刷には、環境に配慮した
植物性大豆油インキを使用しています。